

第 2 章 災 害 予 防

第 1 節 防災教育計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

学校教育、社会教育、職場教育の場を通じて、地震に関する基礎的な知識の普及と防災意識の高揚を図り、地域防災力の基盤となる市民・企業による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を促進する。

また、市、県、防災関係機関において、防災に関する専門的知識・ノウハウを備えた人材の計画的な育成を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市民、自主防災組織、企業、事業所等は、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識の習得に努める。
- (イ) 市は、市民の防災教育、職員の一般的な防災教育及び専門的な職員育成を行うとともに、市立学校における児童生徒等の防災教育を行う。
- (ウ) 県は、一般県民の防災教育に必要な学習材料の提供、学習環境の整備、市の防災教育及び職員研修の支援及び県職員の防災研修を行うとともに、県立学校における生徒の防災教育を行う。
- (エ) 防災教育の実施に当たっては、各主体とも男女共同参画、要配慮者への対応その他社会の多様性の尊重等に十分に配慮しなければならない。

イ 達成目標

- (ア) 児童・生徒が、発達段階に応じて、災害発生時に起こる危険性を理解し、自ら安全な行動をとることができるとともに、地域社会の一員としての役割を果たすことができる。
- (イ) 市民が、地震・津波に関する一般的な知識及び居住地等で地震時に発生する可能性の高い被害の様相についての知識を取得し、自ら置かれる状況についてイメージできる。
- (ウ) 市民及び企業等が、自らの安全確保や業務の継続に必要な知識を取得すると共に、社会の一員としてとるべき行動を心得ている。
- (エ) 市、防災関係機関において、全ての職員が地震に関する基礎知識を持ち、かつ、一般市民が行うべき事前の地震対策を自ら率先して実行できる。
- (オ) 市において、防災に関する専門研修を受けた職員が防災担当部門に配置されている。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 要配慮者、保護責任者、施設管理者等の防災教育を推進する。

イ 一般市民が、要配慮者の置かれる状況を普段から理解し、地域、職場などにおいて必要な支援行動ができるようにする。

(3) 積雪期に対する対策

冬期間の積雪・寒冷・悪天候により、直接・間接被害が拡大することを具体的にイメージできるよう、教育・研修において配慮する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 防災に関する講演会、学習会等への積極的参加
- ウ 次世代への災害被災経験の伝承
- エ 各家庭での事前対策及び地震発生時の行動に関する話し合い

(2) 地域の役割

- ア 町内会や自主防災組織等による地域の防災に関する学習の推進
- イ 町内会や自主防災組織等による地域の地震被害危険箇所の把握・点検・確認

(3) 企業・事業所等の役割

- ア 自治体の地震に関する広報、ハザードマップ等事前防災情報の熟読
- イ 社内での事前対策及び地震発生時の行動に関する検討

3 市の役割

市は、国、県、消防関係者、学校、福祉関係者、企業、NPO、町内会、自主防災組織等と情報を共有し、防災教育を推進する。

(1) 市立学校、保育園等における防災教育の推進

児童生徒等の発達段階及び当該学校の教育目標等に応じ、学校教育全体を通じて体系的かつ地域の災害リスクに基づいた防災教育を行う。

また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(2) 社会教育における防災学習の推進

公民館などの社会教育施設において防災に関する学習講座を実施する。

(3) ハザードマップ等による地域の危険情報の周知

(4) 要配慮者及び保護責任者等の防災学習の推進

- ア 要配慮者本人及び家族の学習
- イ 民生委員等地域の福祉関係者の学習
- ウ ケアマネージャー、介護事業者等の防災学習
- エ 外国人受入先（企業、学校、観光・宿泊施設等）の防災学習

(5) 市民自治組織や自主防災組織に対する防災学習の促進

(6) 市職員の防災教育、防災部門の人材育成

(7) 消防職・団員の防災教育・研修

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、自らの職員の防災教育・研修のほか、次の項目について市民への普及、啓発を図る。

(1) 新潟地方気象台

地震・津波等、緊急地震速報等に関する基礎的な知識や適切な防災行動等

(2) 新潟県

過去の地震災害記録の公開及び地震に関する情報の提供

(3) 北陸信越運輸局

公共交通・物流を担う運輸事業者に対する、防災及び事業継続の取組を支援するために助言等を行う「運輸防災マネジメント」の推進

(4) 東北電力ネットワーク株式会社

一般家庭に対する、地震発生時の電気及び電気器具の取扱上の注意

(5) 北陸ガス（株）LPガス販売店（（一社）新潟県LPガス協会）

ア 地震発生時のガス及びガス器具取扱の注意事項

イ ガスマイコンメーターによる緊急遮断機構作動時の復旧方法

(6) 日本赤十字社新潟県支部

一時救命処置、応急手当等、初歩的な救急法の一般への普及

第2節 防災訓練計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、教育部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害発生時において、市、県、防災関係機関、市民、隣接市等が防災活動を的確に実施できるよう平常時から防災訓練を実施する。

訓練実施については、各防災関係機関及び市民との協力体制の確立などに重点をおいた実践的な訓練を実施するとともに、地域、市民等による、自らの安全を確保するための取組及び安全を確保するための地域における取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全を図るため、要配慮者及び保護責任者に対する防災知識の普及、啓発に努めるとともに、要配慮者の安全確保計画に基づく避難誘導計画などにより、実践的な避難誘導訓練を行う。

(3) 積雪に対する対策

災害の発生時期において、それぞれ被害の程度が異なることから、積雪期を想定した訓練を検討する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

地震時においてまず必要とされる、自らの安全を確保するための取組を、市民一人一人が冷静な判断のもとに実践していくことが重要となる。そのため、自治体や地域、自主防災組織、企業などが行う防災訓練に積極的に参加するとともに、災害時における避難所、避難路、緊急時の連絡網を予め把握しておく。

(2) 地域の役割

地震時において、その規模によっては瞬時に環境が一変することから、特に地域コミュニティの役割は重要であり、人命救助や避難誘導、その後の救援活動に対する協力など、安全を確保するための地域における取組が地域の明暗を分ける結果となる。このため、町内会等による地域での防災訓練の実施や避難行動要支援者の所在や避難所の運営、情報伝達体制などの確認に努める。

(3) 企業・事業所、学校等の役割

企業・事業所、学校などは初期の災害対応において応急対策を進める上で重要な役割を果たす組織であることを認識し、組織内の自衛防災組織の育成に努める。また、大規模地震時には指定避難所とは別に避難場所のような機能が求められる場合も想定されることから、非常時の連絡体制など緊急時の機能を確保できるような体制の整備に努めるとともに行政との連携・協力体制について意識づける。

3 市の役割

県に準じた各種防災訓練の実施及び他市町村、防災関係機関と協調した総合的な防災訓練の実施

(1) 総合防災訓練

ア 実施時期

原則として年 1 回以上実施するものとし、災害経験を風化させないような時期を考慮する。

イ 実施場所

市内全域で実施する。

(2) 無線通信訓練

(3) 避難行動支援者の参加を重点に置く住民避難誘導訓練

(4) 地域の実情に応じた、津波に対する情報伝達訓練や積雪期を想定した図上訓練、自主防災組織や消防団などの防災訓練の支援、土砂災害警戒情報や緊急地震速報の受信及び関連する対応を含めるよう考慮する。

(5) 学校における防災訓練

学校の様々な場面を想定し、連絡通報体制の確認や放送設備等の点検を含め実施する。

4 防災関係機関の役割

防災関係機関は、市や県が実施する総合防災訓練に積極的に参加するとともに、それぞれが定めた計画に基づいて訓練を実施する。

第3節 自主防災組織育成計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

大規模災害時には、公的機関による防災活動のみならず地域住民による自発的かつ組織的な防災活動が極めて重要であり、市民、市及び県は、各々の役割に留意し、地域住民の連帯意識に基づく自主防災組織の整備育成を促進する。

(2) 自主防災組織の活動内容

自主防災組織は、概ね次の活動を行うものとする。

ア 平常時の活動

- (ア) 情報の収集伝達体制の整備
- (イ) 防災知識の普及及び防災訓練の実施
- (ウ) 火気使用設備器具の点検
- (エ) 防災用資機材等の整備及び管理
- (オ) 危険箇所の点検・把握
- (カ) 避難行動要支援者に係る情報収集・共有

イ 災害時の活動

- (ア) 初期消火の実施
- (イ) 地域内の被害状況等の情報収集
- (ウ) 救出救護の実施及び協力
- (エ) 地域住民に対する高齢者等避難・避難指示の情報伝達
- (オ) 地域住民に対する避難誘導
- (カ) 避難行動要支援者の避難支援
- (キ) 給食・給水及び救助物資等の配分

2 市民の役割

市民は、「自分たちの地域は自分たちで守る」との意識を持ち、町内会等における活動を通じて、積極的に組織づくりを進めるとともに、日ごろから防災訓練をはじめとする自主防災組織の活動に積極的に参加し、防災知識及び技術の習得に努める。

3 市の役割

(1) 意識啓発及び防災資機材等の整備支援

市は、地域住民に対し、自主防災組織の意義等を啓発し、地域の実情に応じた組織づくりを積極的に働きかけるとともに、一般財団法人自治総合センターの助成事業、県及び市の助成事業等を活用しながら、自主防災組織における防災資機材等の整備を促進する。

(2) 訓練の支援

市は、複数の災害を想定し自主防災組織の参加に配慮した防災訓練を実施す

るとともに、自主防災組織が行う防災訓練に対し、訓練内容に関する助言及び訓練時における技術指導等を行い、防災活動に必要な知識・技術の習得を支援する。

(3) 自主防災リーダーの養成

地域住民の自発的な活動である自主防災組織の取組は、その中核となるべきリーダーの見識や熱意に依存するところが多いことから、研修会の開催、先進の取組事例の紹介などを通じ、自主防災リーダーを養成する。

第4節 防災都市計画

【担当部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害に強いまちづくりを推進するには、市、県、国等の機関が協力して総合的な施策を展開することが必要である。

ア 災害に強いまちづくりの計画的な推進

イ 計画的な土地利用の規制、誘導

ウ 防災上危険な市街地の解消

エ 積極的な緑化の推進と緑地の保全

オ 災害に強い宅地造成の推進

カ 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

あらゆる人にやさしく、誰もが安全に、安心して暮らせるまちづくりを推進し、要配慮者が安全で円滑に移動できるよう避難地や避難路等の都市施設のユニバーサルデザイン化を図る。

(3) 積雪に対する対策

公共施設の計画、整備にあたっては、地形や土地利用状況等を踏まえ必要に応じて、積雪に配慮した構造及び設備等を設ける。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

都市防災の基本は、個々の建築物の耐震性確保であることを理解し、自らの責任で住宅等の耐震化に努める。

また、効果的な防災性の向上を図るため、市民が主体となって合意を形成し、相互に協力しながらまちづくりに取り組むことが求められている。

ア 日頃からの地域の防災上の課題等の把握

イ 災害に強い、防災まちづくりを実現するための、市民一人一人がアイデアを出し合い実践することなどによる自発的なまちづくりへの参加

(2) 地域の役割

「地区計画制度」を活用するなど、市民合意によりその地域にふさわしい建築のルールや地区施設等の計画を策定し、地域単位で災害に強いまちづくりを推進する。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発等を行う場合、良質な宅地水準を確保するため公共施設や排水設備など必要な施設を整備する。

また、企業は宅地開発等を行う地域及びその周辺の防災に関する情報をできるだけ市民に開示するよう努める。

なお、土砂災害特別警戒区域、災害危険区域等の開発行為に適当でない区域

は開発計画に含めないようにする。また、含める場合は、必要な安全対策を行うこととする。

3 市・県の役割

(1) 災害に強いまちづくりの計画的な推進

災害に強く安全性の高いまちづくりを進めるにあたっては、防災安全空間づくりのための総合的な計画づくりが重要である。このため、市は都市防災に配慮し、都市計画マスタープランの充実を図る。

また、立地適正化計画による都市のコンパクト化及び防災まちづくりの推進にあたっては、災害リスクを十分考慮の上、居住誘導区域を設定するとともに、同計画にハード・ソフト両面からの防災対策・安全確保対策を定める防災指針を位置付けるものとする。

(2) 計画的な土地利用の規制・誘導

道路等の公共施設用地の確保と地域地区等の都市計画制度の組み合わせにより、安全で計画的な土地利用の規制や誘導を行うとともに、住宅等の耐震性を確保し災害に強いまちづくりを推進する。

ア 火災に強い市街地の整備

準防火地域や防火地域の適切な地域指定により、既存の密集市街地や高度な土地利用を図る地域における耐火性の高い建築物の誘導や火災に強い市街地の整備を図る。

イ 用途地域による建物用途の純化促進

工場、住宅が混在する地域は、用途地域の見直しにより建築物の用途純化を誘導し、震災時の火災拡大要因の軽減を図る。

ウ 地区計画等による災害に強い市街地の整備

地区計画等を定めることにより道路用地、公園用地の確保、建築物の用途純化を促進し、一体的に災害に強い市街地整備を誘導する。

(3) 防災上危険な市街地の解消

木造密集市街地等における市街地整備

防災上危険な木造密集市街地等の効果的な事業の導入等により改善する。

(4) 都市における積極的な緑化の推進と緑地の保全

「新潟県緑花推進計画」に基づき、延焼防止機能を持つ民有緑地の保全、整備や公共施設の緑化を推進する。

(5) 災害に強い宅地造成の推進

ア 宅地造成に係る災害防止の推進

県は、宅地造成に伴い災害が生じるおそれの著しい市街地または新市街地を宅地造成工事規制区域として指定し、災害防止及び被害の軽減を図る。

イ 宅地ハザードマップ（仮称）の作成・公表

市は、必要に応じて宅地ハザードマップや液状化マップの作成、公表を行うとともに、宅地の安全性の把握及び耐震化の実施に努め、災害防止及び被害の軽減を図る。

ウ 造成宅地防災区域の指定

県は、宅地ハザードマップ（仮称）作成の結果、地震時に滑動・崩落の危険性が高い大規模盛土造成宅地について造成宅地防災区域を指定し、災害の防止のため必要な擁壁や水抜き工の設置等の措置の勧告や命令を行い、災害防止及び被害の軽減を図る。

(6) 防災性向上のための根幹的な公共施設の整備

幹線道路、都市公園、河川など骨格的な都市基盤としての公共施設の計画的な整備と耐震性を確保する。

ア 緊急輸送ネットワークの形成

県は、国、市の協力を得て災害時の応急対策活動を円滑に行うため、道路網を中心とした安全性、信頼性の高い緊急輸送ネットワークの形成を図ることとする。また、緊急輸送ネットワークの要となる防災活動拠点や輸送拠点、防災備蓄拠点等の耐震性を確保する。

イ 避難路ネットワークの形成

震災時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、十分な幅員を有する道路や緑道等を活用して避難路ネットワークを形成する。また避難路等周辺の建築物の不燃化を推進し、火災に対する避難者の安全を確保する。

ウ 延焼防止を考慮した公共施設等の配置

震災火災を防止する幹線道路、公園緑地、鉄道、河川や不燃化建築物群等による延焼遮断帯を配置して、震災火災による被害を最小限に防止することを推進する。

エ 避難地の整備

公園緑地、広場等のオープンスペースを活用した震災等から身を守る避難地の整備や災害時の避難所となる学校や体育館等の公共施設の耐震性を確保する。

また、災害時の地域住民の安全で円滑な避難を確保するため、公共施設の整備に当たっては、災害の拡大防止や安全な避難地、避難経路等のオープンスペースとしての機能に配慮した計画とする。

オ 防災公園の整備

食料等の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート、放送施設等の災害応急対策施設を備え一次避難地や広域避難地となる防災公園の整備を図る。

カ ライフラインの耐震性の確保

災害時の電気・電話・ガス・上水道・下水道及び情報通信施設や発電施設等のライフラインの安全性・信頼性の向上を図るため、施設の耐震性の確保に努める。

また、避難路・緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 国土交通省北陸地方整備局

災害に強く安全性の高いまちづくりを推進するため、県及び市の協力を得て総合的なまちづくり施策を展開する。

(2) 経済産業省

災害による電柱倒壊に伴う長期停電を防止し、電力を安定供給するため、一般送配電事業者における無電柱化の促進を図るものとする。

(3) 県

都市防災に配慮した都市区域マスタープランの充実を図る。

(空白)

第5節 地盤災害予防計画

【担当部署】建設部、産業部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による地盤災害は、地震が直接の原因となって発生するものと、地震により地盤が脆弱となったために、その後の余震・降雨・融雪などの自然現象により発生又は拡大する二次的災害に大別される。このため、予防計画は、

①地震が発生する前に行うもの

②地震の発生直後から危険箇所の調査点検を行い、その後の自然現象により地盤災害が発生又は拡大することを防止するもの

からなる。地震による被害の程度は、地盤の状況により大きく左右される。地震による被害を未然に予防又は軽減するためには、その土地の地形地質を十分に理解し、自然条件に適合した土地の利用形態となっているかどうかを確認し、適合していない場合には事前に諸対策を実施する必要がある。

ア 市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらう。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂を発見したら、速やかに市に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように簡易な対策に努める。

イ 市は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を市民に周知するとともに、応急対策用資機材の備蓄や住宅地の安全立地に努める。

ウ 県は、土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所を調査・把握し、市への情報提供を行うとともに、総合的な土砂災害予防対策を推進する。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、平時から避難行動要支援者の居住実態を把握しておく。また、避難時の移動の困難を考慮し、地域の自主防災組織に、土砂災害ハザードマップ等により避難情報等を周知し、警戒避難体制を構築する。

イ 県は、平時より避難所の管理者や地域の防災リーダーと併せて、要配慮者関連施設の管理者や地域の福祉担当者に土砂災害に関する啓発を行う。

(3) 積雪期の対応

ア 市は地域の自主防災組織と、積雪による避難時の移動の困難を考慮した警戒避難体制を構築し、避難支援活動を行う。

イ 県は、必要な情報を伝達するなど、市の警戒避難体制を支援する。

また積雪状況によっては、陸路による被害状況の把握ができない場合も予想されることから、気象条件等を勘案し、ヘリコプターの活用等により、被災状況の迅速な調査を実施するものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意をはらうとともに、土砂災害警戒区

域等及び土砂災害危険箇所の位置を把握しておく。また、地震発生後に地面や斜面に亀裂等の危険な状況を発見したら、速やかに市に情報提供するとともに、身の安全を確保しながら可能な範囲で雨や融雪水が亀裂に侵入しないように土で亀裂を塞いだり、シートを張るなどの対策に努める。

また、土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し、自主避難、避難行動ができるよう努める。

(2) 地域の役割

地域ぐるみの災害対応が適切に行えるように、自主防災組織をつくり、避難訓練等の活動に努める。

(3) 企業・事業所等の役割

宅地開発を行う者は、災害危険区域、地すべり防止区域等の開発行為に相当でない区域は開発計画には含めないようにする。

3 市の役割

(1) 市民への土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の事前周知

土砂災害警戒区域及び土砂災害危険箇所を土砂災害ハザードマップ等により市民へ周知する。また、土砂災害の前兆現象、避難方法等についても市民へ周知する。

(2) 応急対策用資機材の備蓄

市は、地震により発生した亀裂の拡大や雨水の浸透を防止するために必要な資機材の整備に努める。

(3) 住宅の移転

市は、人命、財産等を土砂災害から保護するため、災害危険区域内もしくはがけ地に近接する住宅の移転促進に必要な施策整備に努める。

(4) 情報伝達体制の整備

ア 市民の避難のための情報伝達体制を整備する。

イ 緊急時の伝達媒体である防災行政無線等の整備に努める。

ウ 土砂災害警戒情報や、土砂災害の前兆現象等の情報を収集し、土砂災害に対する避難指示等の判断にあたり活用するよう努める。

(5) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進

ア 当該警戒区域ごとに以下の事項を地域防災計画に記載する。

- ・土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項

- ・警戒区域内にある要配慮者利用施設で土砂災害のおそれがあるときに利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が必要な施設の名称及び所在地

- ・上記当該施設の所有者又は管理者に対する土砂災害の係る情報等の伝達に関する事項

- ・土砂災害に係る避難訓練の実施に関する事項

イ 土砂災害に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路に関する事項その他土砂災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ等を作成し、配布することなどにより、市民の円滑な警戒避難に必要な措置を講じる。

(6) 二次災害の予防

ア 土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所の調査点検

地盤災害が広範囲にわたって発生するような地震が観測された場合、市は県が行う土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所及び対策施設の点検調査に協力をする。異状が発見された場合、県及び関係機関へ報告をするとともに、直ちに避難を含めた対策を講ずる。

イ 避難指示等の実施

市は、土砂災害警戒情報が発表されたとき、地すべりの兆候や斜面に亀裂が確認された場合などの危険性が高いと判断された箇所について、関係機関や市民に周知を図り、必要な警戒避難体制を構築又は避難指示等を実施する。

ウ 二次的な土砂災害への対策

土砂災害警戒区域等及び土砂災害危険箇所等は、植生等で覆われていて崩壊や亀裂などが発見されない場合や、地盤内部で亀裂が発生したり脆弱化している場合があり、必ずしも地表面の点検調査だけでは十分とはいえない。地震発生後、土砂災害が頻発した事例もあるため、市は関係機関と連携して地震発生後の監視に努める。

エ 迅速な応急対策への備え

市は随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進すること。

4 防災関係機関の役割

見附市建設業共同組合

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第6節 建築物等災害予防計画

【担当部署】施設所有部

1 計画の方針

大規模な地震により、建築物に甚大な被害が発生した場合、市民の生命を始め、生活基盤や社会基盤に与える影響は非常に大きい。また地震発生後の建築物等による二次被害も予想されるため、防災上重要な建築物、不特定多数の人が出入りする多様な施設及び一般建築物の災害予防対策について定める。

(1) 基本方針

ア 市は指定避難所あるいは復旧・救援活動の拠点施設である、防災上重要な建築物の災害予防を推進する。

(イ) 防災上重要な公共建築物等を以下のとおり位置づける。

- a 災害対策本部が設置される施設（市役所庁舎等）
- b 医療救護活動の施設（市立病院等）
- c 応急対策活動の施設（警察署、消防署等）
- d 避難収容の施設（学校、保育園、体育館、公民館等）
- e 社会福祉施設等（特別養護老人ホーム、知的障害者更正援護施設等）

(イ) 防災上重要な公共建築物等の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 建築物及び建造物の安全確保と耐震診断・改修の推進

施設設置者は、法令で定める技術基準を遵守し、災害に強い施設づくりを進める。

施設設置者及び施設管理者は、建築基準法による新耐震基準施行（昭和56年）以前の建築物については、耐震診断の必要の高い建築物から診断を実施し、必要と認められるものから順次改修などを推進する。

また、新耐震基準施行以後の建築物についてもガラスや天井等、二次部材の破損による内部被害を防止する措置やエレベーターの閉じ込め防止措置を講じるものとする。

- b 防災設備等の整備

施設設置者及び施設管理者は、次に示すような防災措置を計画的に実施し、防災機能の強化に努める。

- (a) 飲料水の基本水量の確保
- (b) 非常用電源の基本能力の確保
- (c) 配管設備類の耐震性強化
- (d) 防災設備の充実、他

- c 耐震性の高い施設整備

市は、防災上重要な公共建築物を建築する場合、国が定めた「官庁施設の総合耐震計画標準（平成19年）」を参考に耐震性に配慮した施設づくりを行うものとする。

- d 施設の維持管理の重要性

施設管理者は、次に掲げる台帳、図面等を整備し、日常点検などの維持管

理を行う。

- (a) 法令に基づく点検等の台帳
- (b) 建設時の図面及び防災関連図面
- (c) 施設の維持管理の手引き

イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設における災害予防

(ア) 不特定多数の人が出入りし、震災時に多大な被害の発生する恐れのある多様な施設を次のとおり位置づける。

- ・ 駅舎、文化ホール、大規模小売店舗 等

(イ) 次項ウの一般建築物の災害予防に加え、組織的な防火管理体制の確立を図るとともに、不特定多数の人が出入りする多様な施設の防災対策を以下のとおり実施する。

- a 震災時の混乱防止のための、各種通信手段の活用による迅速かつ正確な情報収集伝達体制整備。
- b 不特定多数の人を避難誘導するための体制の整備。
- c 避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業店舗等による避難等の協力の徹底。
- d 震災時に利用者等の心理的不安を除去・軽減するための、効果的な広報の徹底。
- e 当該施設の管理実態を把握するための、防災設備等の日常点検の励行。
- f 個々のテナントに対する、災害発生時の通報連絡・避難誘導体制等の一層の徹底。

ウ 一般建築物の災害予防

(ア) 現状

建築物全般及び特定の工作物（一定高さ以上の擁壁、広告塔及び遊戯施設）については、建築基準法などの技術基準により安全の確保が図られてきたところであるが、過去の地震や大火などの経験から防災規定の改正が行われるなど、さらにその安全の実効性が図られてきた。

しかしながら、現行法の耐震基準に適合しない建築物については、地震に対する安全性を向上させる必要がある。また、ガラスや天井等二次部材の破損による内部被害を防止する必要がある。さらに、密集市街地等においては、建築物の一層の不燃化等を図り、震災時の大火の発生を防止する必要がある。

(イ) 計画

市は県と協調し、地震に対する建築物等の安全性を向上させるため、建築関係団体等の協力を得て次の対策を計画的に講じるものとする。

- a 一定規模以上の特殊建築物及びエレベーター、エスカレーター等の建築設備について、定期的に当該施設の管理者に調査させ、その結果に基づき、防災上必要な指導、助言を行うとともに、エレベーターの閉じ込め防止の措置がとられるよう啓発・指導するものとする。
- b 特殊建築物のうち、不特定多数が使用するものについては、査察を行い、結果に応じて耐震診断、改修、大規模空間における天井の落下防止等の必要

な指導、助言を行うものとする。

- c 新耐震設計基準施行（昭和 56 年）以前に建築された住宅・建築物については、巡回指導等の機会を利用して耐震診断、改修について啓発・指導するものとする。
- d 地震時による建築物の窓ガラスや看板等、落下物による災害を防止するため、市街地及び避難路等に面する建築物の管理者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。
- e 地震によるブロック塀（石塀）の倒壊等を防止するため、避難路、避難場所並びに通学路を中心に市街地内のブロック塀の所有者等に対し、安全確保について啓発・指導するものとする。
- f がけ地等における安全立地について
建築基準法の規定に基づき、危険区域内に建築、又は宅地開発を行う者に対して建築制限等の指導を行なう。また、区域内の既存不適格建築物の移転を促進する施策の整備に努める。
- g 工事中の建築物において、地震時の倒壊や落下物等による災害を防止するとともに、工事関係者が安全に避難するため、工事管理者に対し適正な工事管理を指導する。
- h 市町村は、平常時より、災害による被害が予想される空家等の状況の確認に努めるものとする。

(2) 要配慮者に対する配慮

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては段差部のスロープ化や身障者用トイレの設置等、要配慮者に配慮した施設、設備の整備に努める。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設においては、避難行動要支援者を避難誘導するための体制の整備や、避難誘導に当たる施設従業員等の教育訓練及び商業店舗等による避難の協力等の徹底を図る。

(3) 積雪に対する対策

- ア 防災上重要な建築物のうち、特に避難収容を行う施設においては、冬期間の利用の利便を確保するよう努める。
- イ 住宅等、一般建築物においては積雪期の震災による被害を防止するため克雪住宅の普及促進をはじめ、無雪化等を推進する施策の整備に努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

自己の居住する住宅等の建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に耐震化や、二次部材による被害防止等、安全性の向上を図る。

(2) 地域の役割

自治会等において、地域内で著しく耐震性の劣る建築物や、落下物の発生する恐れのある建築物、倒壊の危険のあるブロック塀等を把握し、地域住民に周知する。

(3) 企業・事業所、学校、病院、社会福祉施設等の役割

- ア 防災上重要な建築物の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全を図る。
- イ 不特定多数の人が出入りする多様な施設の管理者は計画の方針に従い、必要な措置を講じるとともに、適正な維持・保全・避難誘導体制の整備を図る
- ウ 自己の管理する建築物の維持・保全に努めるとともに、市や県の指導・助言を参考に安全性の向上を図る。
- エ 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努める。

3 市の役割

- (1) 防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策
 - ア 市が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進する。
 - イ 事業者等が設置・管理する建築物について計画の方針に定める防災対策を推進するよう指導・助言を行う。
- (2) 一般建築物の安全確保対策
所有者や管理者等に建築物の計画の方針に定める指導等を行う。
- (3) 建築物の耐震化の推進
建築関係団体等の協力を得て建築物の耐震診断・改修方法等に関する技術的な相談を受ける体制づくりを行うとともに普及啓発と耐震診断・改修の推進を図る。
- (4) 老朽化した建築物の長寿命化計画
市が設置・管理する老朽化した建築物について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

4 防災関係機関の役割

消防署等

防災上重要な建築物及び不特定多数の人が出入りする多様な施設の災害予防推進対策や一般建築物の安全確保対策の実施に際し、専門分野から必要な指導・助言等を行う。

第7節 道路・橋梁等の地震対策

【担当部署】建設部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震発生時における道路機能の確保は、発生直後の救急活動や火災などの二次災害への対処、水・食料などの緊急物資の輸送をはじめ、復旧時の資機材や人員の輸送、市民の生活道路など、その意義は極めて重要である。

市は、道路・橋梁等の耐震性の確保などの道路施設の整備や迅速に道路情報を収集する体制を整えるとともに、関係機関・部署等と相互協力のもと道路機能の確保にあたる体制を整備する。

(2) 計画の重点

ア 緊急輸送道路ネットワークの形成

市関係機関と協力し、地震災害発生時の緊急輸送活動を円滑に行うため、輸送経路の多重化、輸送手段の代替性を考慮し、防災活動拠点（市庁舎、警察署、消防署等）、輸送施設（道路、鉄道駅、臨時ヘリポート）、輸送拠点（トラックターミナル、卸売市場等）、防災備蓄拠点などを結ぶ道路網を主体とした緊急輸送ネットワークの形成を図るものとする。

このため、それぞれの関係機関は、緊急輸送が円滑に実施されるよう綿密な情報交換を行うとともに、相互の連絡体制を確立しておくものとする。

イ 道路施設の耐震性の確保と関係機関の相互連絡体制の整備

(ア) 市は最新の知見に基づく設計指針等の耐震基準により、橋梁をはじめとする道路施設の耐震性を計画的に確保する。

(イ) 緊急輸送道路及びその代替路線となる国道や県道は災害発生時の広域支援ルートの一環となり、通行止めとなることで二次災害の危険を及ぼす路線であるため、特に重点的に取り組む。橋梁やトンネル、洞門等の重要構造物を点検し、耐震性の低下を防止するための補強・修繕を実施するほか、重要箇所の盛土や斜面等の耐震性の確保に留意する。

(ウ) 緊急輸送道路を跨ぐ跨道橋についても、被災時の落橋等による重大事故や道路の閉鎖を防ぐため、重点的に補強・修繕に取り組む。

(エ) 被災時の救急や輸送が円滑に行われるよう、平時から情報の共有に努め、相互連絡体制を整備する。

2 各道路管理者等の行う地震対策

道路管理者である市は、その管理する道路について、日常・臨時・定期点検等を行い道路施設の状況を正確に把握し、災害予防のため必要な修繕や施設機能の強化などを実施する。

また被災時の道路機能を維持するため、市と各道路管理者は整備計画の整合を図り梯子状の道路ネットワークの整備等により、代替性（リダンダンシー）が高い道路整備に努める。

(1) 道路施設の整備・強化

ア 法面、盛土等の斜面对策

落石等危険箇所調査などにより、災害予防のための適切な対策を施す。

また、地震動により崩壊の懸念がある盛土では、その道路機能を確保するための重要度に応じて道路土工指針等により耐震対策を施す。

イ 重要構造物

(ア) 橋梁

a 耐震補強

現在の耐震基準は阪神・淡路大震災を契機に改訂された平成8年度の道路橋示方書によっている。それ以前に建設した橋梁等は点検を行い、必要な補強を施すとともに老朽化等による損傷を補修し、耐震性を確保する。

b 新設橋梁

次により設計する。

国土交通省 都市・地域整備局長、道路局長通知

「橋、高架の道路等の技術基準の改訂について」（平成24年2月16日）

(イ) トンネル、スノー（ロック）シェッド、横断歩道橋

新設時等は橋梁に準じた耐震性能を備えるとともに被災時の損傷や落橋等による深刻な交通障害を防止するため、安全点検を確実にを行い必要な補強や修繕を施す。

ウ 道路附帯施設

市は、次により道路付帯施設の防災対策を講じる。

(ア) 信号機、道路案内標識等の整備

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、必要な強度を確保するとともに、老朽施設の適切な修繕や更新を行う。

また、主要交差点に非常用電源装置の設置を推進する。

(イ) 道路占用施設や近接施設の安全性の確保

被災時の倒壊や落下による交通障害を防止するため、道路占用施設及び道路に近接設置された民間施設等の管理者は、施設の安全点検を行い必要な修繕や更新を行う。

また、市は道路パトロール等を通してそれら民間施設等の管理者に対して安全対策を呼びかける。

(2) 防災体制の整備

ア 情報連絡体制の整備

各道路管理者は災害や道路情報の収集・伝達・提供のための観測・監視機器（地震計、雨量計、I T V）、通信設備、情報提供装置等の整備を推進する。

イ 迅速な応急復旧体制の整備

関係行政機関などは、被災時の迅速で的確な協力に備え、情報連絡体制や応急復旧のための人員や資機材（発動発電機、投光器、初動時調査のための自転車など）備蓄体制を整備する。

ウ 道路通行規制

各道路管理者は、被災時の構造物や法面の安全点検等のための道路通行規制に関する震度の基準等（路線または区間毎）を関係機関と調整し、通行規制の円滑な実施体制を整える。

エ 道路利用者への広報

被災時の道路利用者の適切な判断と行動につなげるため、平時から防災知識の啓発活動を推進する。

第8節 鉄道事業者の地震対策

【担当部署】総務部、（東日本旅客鉄道株式会社）（日本貨物鉄道株式会社）

1 計画の方針

基本方針

東日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社は、地震が発生した場合、被害を最小限にとどめ、旅客の安全を確保するため、それぞれの事業規模に応じた防災体制等の確立を図る。

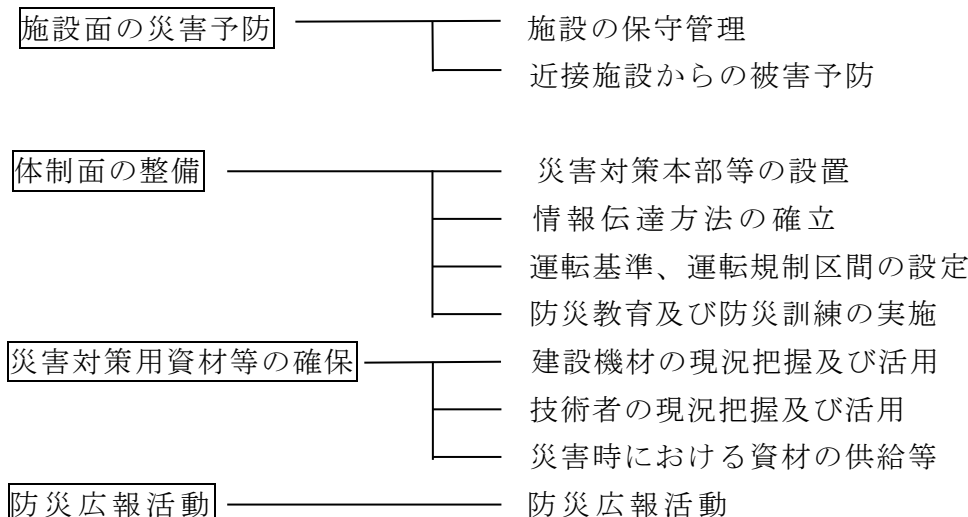
2 市の役割

連絡体制の整備

市はあらかじめ公共交通に関する連絡調整窓口、連絡方法等について必要な準備を整えておくものとする。

3 防災関係機関の役割

(1) 計画の体系



(2) 施設面の災害予防

ア 施設の保守管理

土木建造物の被害が予想される高架橋、橋りょう、盛土、トンネル等の定期検査を行い、その機能が低下しているものは補強、取替等の計画を定める。

イ 近接施設からの被害予防

線路に近接する施設等の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設関係者に施設整備及びその推進を要請する。

(3) 体制面の整備

ア 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準、組織体制、職務分担等をあらかじめ定める。

イ 情報伝達方法の確立

(ア) 防災関係機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間の情報伝達を

円滑に行うために次の通信設備を整備する。

- a 緊急連絡用電話
- b 指令専用電話
- c ファクシミリ
- d 列車無線
- e 携帯無線機等

(イ) 地震計を整備するとともに、情報の伝達方法を定める。

ウ 運転基準、運転規制区間の設定

地震発生時の運転基準、運転規制区間をあらかじめ定め、発生時にはその強度により運転規制等を行うとともに、安全確認を行う。

エ 防災教育及び防災訓練の実施

関係者に対し次の事項について防災教育を行うとともに、必要な訓練を実施する。

- (ア) 災害発生時の旅客の案内
- (イ) 避難誘導等混乱防止対策
- (ウ) 緊急時の通信確保・利用方法
- (エ) 旅客対策等
- (オ) 関係者の非常参集

(4) 災害対策用資材等の確保

早急な運転再開を図るため、建設機材・技術者の現況把握及び活用方法、資材の供給方法をあらかじめ定めておくものとする。

ア 建設機材の現況把握及び運用

復旧作業に必要な応急建設機材について関係箇所の配置状況、種類、数量及び協力が得られる部外関係機関、関係協力会社等の手持ちを調査しておくとともに、借用方法、運用方法について定めておく。

イ 技術者の現況把握及び活用

復旧作業に従事する技術者等の技能程度、人員、配置状況を把握しておくとともに、緊急時に対応できる関係会社の状況も併せて把握しておく。

ウ 災害時における資材の供給等

災害時における資材の供給については、災害用貯蔵品の適正な運用を図るとともに、必要なときは関係協力会社から緊急調達する等迅速な供給体制を確立するため、あらかじめ定めておく。

(5) 防災広報活動

各鉄道事業者は、運転の状況、復旧見通し等について、正確かつ速やかに広報活動を行うための情報連絡体制を確立する。

第9節 河川の地震対策

【担当部署】建設部、総務部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民は、平時から、市が指定した指定緊急避難場所や指定避難所の確認、非常用食料等の準備をしておく。

地震発生時には、新潟地方気象台や市からの地震情報を収集するとともに、避難勧告、指示等に対して的確に行動する。

イ 市は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設に耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

ウ 国、県は、地震に伴う被害を最小限にとどめるため、平時から各施設ごとに耐震性を備えるよう設計基準を適用するとともに、各施設の耐震性の強化及び被害軽減のための地震防災対策を総合的に推進するものとする。

また、市町村や県民へ地震に関する情報提供できるよう、体制の整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

市は、要配慮者に対し情報提供できるように体制及び施設の整備を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期では雪が障害となり、施設の点検、被害状況の把握及び応急復旧活動等において、通常と比較して多くの困難が伴うことから、施設の危険箇所を事前に調査し、関係機関と積雪期における対応について、事前に協議しておくものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民・企業等の役割

市民・企業等は、平時より堤防等の河川管理施設に漏水や亀裂等の前兆現象に注意をはらい、前兆現象を確認した時は遅滞なく市、消防本部及び警察機関へ連絡する。

また、地震時に的確に避難できるよう、避難経路や指定緊急避難場所や指定避難所について、平時より確認しておく。

(2) 地域の役割

市民は、自主防災組織の一員として、日ごろから災害対応ができる間柄の形成に努める。

また、地震を想定した避難訓練等の実施に努めるものとする。

3 市の役割

(1) 河川管理施設等の災害予防

ア 施設点検、耐震性の強化

(ア) 国が示す耐震点検要領等に基づき河川管理施設の耐震点検を実施し、被害の程度及び市街地の浸水による二次災害の危険度を考慮した耐震補強に努めるとともに

に、内水排除用ポンプ車等の確保についても検討する。

(イ) 橋りょう、水門等の河川構造物について検討を行い、耐震補強に努める。

イ 防災体制等の整備

出水時における的確な情報収集と迅速な対応ができるような体制整備を行う。

(2) 防災体制等の整備

災害時における的確な情報収集と迅速な対応ができるよう防災体制を整備する。

(3) 要配慮者関連施設等への情報伝達体制の整備

ア 避難所を市民に周知するとともに、市民の避難のための連絡体制をはじめとする警戒体制及び避難体制を整備する。

イ 緊急時の情報伝達媒体となる防災行政無線やメール等の整備、広報車量の確保等により情報伝達体制を整備する。

(4) 市民の防災意識向上に向けた啓発

自主防災組織等と連携し、防災訓練の実施やハザードマップの活用等により、市民の防災意識の向上を図る。

4 防災関係機関の役割

(1) 北陸地方整備局

洪水等による災害発生時に県、市町村及び東日本高速道路(株)等公共機関から要請があった場合は、河川、ダム等の状況調査等について協力する。

防災エキスパート(※)の活動が機能的に行えるよう、訓練・研修への協力等を行う。

※防災エキスパート

本県を含む北陸地方整備局管内を対象として、公共土木施設等の整備・管理とうについての知識・経験を有する国土交通省(旧建設省)OBにより、土木専門技術ボランティア「北陸地方防災エキスパート」が平成8年3月19日に設立されている。

北陸地方整備局をはじめとする国、県、市町村及び東日本高速道路(株)等公共機関からの支援要請により、公共土木施設等の被災状況の情報収集や応急復旧の助言等をおこなう。

(2) 各協会

災害発生時における応急対策活動の円滑を図るため、各協会は、平時から応急復旧用資機材の備蓄に努める。

第10節 農地・農業用施設等の地震対策

【担当部署】総務部、産業振興部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 各施設の共通的な災害予防対策

(ア) 震災時に一貫した管理がとれるように措置するとともに、各管理主体で施設の維持管理計画を定め、操作マニュアルの作成、連絡体制の確立など管理体制の整備と徹底を図る。また、各管理主体は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

(イ) 建築物、土木構造物、防災関係施設等の耐震性を確保するため、国が示す施設等設計指針（耐震基準）に基づき、公共施設の整備を進める。

(ロ) 震災時に応急措置を施すことができるよう平時から農業用施設等の定期的な点検を実施し、異常な兆候の早期発見、危険箇所の整備等に努めるとともに緊急点検を迅速かつ的確に行うための点検ルート、点検手順、点検マニュアル等の作成を行う。

(ハ) 基幹農道、頭首工、樋門、樋管、大規模排水機場、地すべり防止施設等の農業用施設等の防災情報を一元的に迅速かつ的確に集約する手法の導入や整備を検討する。

イ 農道施設の災害予防対策

基幹的な農道及び重要度の高い農道については、「道路橋示方書」等の技術基準により耐震設計を行い、橋梁については、落橋防止装置を設ける。

ウ 用排水施設の災害予防対策

主要な頭首工・樋門・樋管・揚排水機場等のうち、耐震性が不十分な施設については、改修時に河川砂防技術基準（案）等に基づき、その向上を図る。

エ ため池施設の災害予防対策

ため池の老朽化の甚だしいもの、耐震構造に不安のあるものについては、現地調査を行い、各施設の危険度判定結果を基に、計画的に施設の改善に努める。

決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある防災重点農業用ため池については「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」に基づき、集中的かつ計画的に防災工事を推進する。また、ハザードマップの作成等により、適切な情報提供を図る。

(2) 応急措置の実施

地震により農業用施設等が被災した場合に、地域住民の生命・身体、住居等に被害を及ぼす可能性のある箇所については、ただちに応急措置を施すことができるようにする。

2 市の役割

(1) 土地改良区等及び農業協同組合との連絡体制の整備

土地改良区等及び農業協同組合から被害発生の情報が入ったときには、その情報

が速やかに関係機関に報告されるよう、また、市から土地改良区等及び農業協同組合への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、緊急点検基準により土地改良区等と協力して直ちにパトロールを実施し、管理施設の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、住民に対する避難のための指示等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(5) 被害状況の把握

土地改良区等及び農業協同組合と協力して、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し災害査定前に復旧工事に着手する。

3 土地改良区・施設管理者等の役割

(1) 市との連絡体制の整備

関係農家等から被害発生の情報が入ったときには、その情報が速やかに市等に報告されるよう、また、土地改良区・施設管理者等から市等への伝達等が確実に伝わるよう緊急連絡体制を整備する。

(2) 地震情報の収集・連絡

震度、震源、マグニチュード、余震等の地震情報や津波情報、被害情報の収集・連絡を迅速に行う。

(3) 施設の点検

震度4以上の地震が発生した場合は、臨時点検基準により市等と協力して直ちにパトロールを実施し、ため池、地すべり危険箇所等の緊急点検を行う。その際に危険と認められる箇所については、関係機関等へ連絡、市民に対する避難のための勧告・指示(緊急)等を行うとともに、適切な避難誘導を実施する。

(4) 緊急用資機材の点検・備蓄

緊急用資機材については、見附市建設業協会等の民間団体と協力し、備蓄に努めるものとする。

(5) 被害状況の把握

市等の協力を得ながら、農地・農業用施設の被害状況を把握し、その被害報告を

取りまとめて関係機関に連絡する。

(6) 応急対策等の実施

関係機関の協力を得ながら被災者の生活確保を最優先に農地・農業用施設の機能確保のため、被害状況に応じた体制を整備し、必要な応急対策を実施する。また、被害の状況から緊急的に復旧が必要と認められる場合は、関係者との調整を早急に実施し災害査定前に復旧工事に着手する。

4 防災関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 農業用施設の整備及びその防災管理及び災害復旧に関すること。

イ 農地及び農業用施設災害復旧の緊急査定に関すること。

(2) 土地改良区

情報収集及び伝達並びに総合連絡調整を行う。

第11節 防災通信施設の整備と地震対策

【担当部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 防災関係機関は、災害発生時の通信手段の確保のため情報通信施設の災害に対する安全性の確保及び停電対策、情報通信施設被災の危険分散等の防災対策を推進する。

イ 防災関係機関は、相互の情報伝達方法について対策を講じる。

(資料編 5 通信施設に関する資料 参照)

2 県の役割

(1) 新潟県総合防災情報システムの整備

県内の防災関係情報を総合的に掌握・提供して、災害発生時における県災害対策本部や市、防災機関の意思決定を支援するため、新潟県総合防災情報システムの整備を図る。

(2) 新潟県防災行政無線施設の整備（総務部）

地上系、衛星系無線施設

(ア) 災害に伴う公衆回線の途絶、輻輳時においても防災関係機関相互の通信を確保するため、地上系、衛星系による新潟県防災行政無線施設の整備を図る。

(イ) 有線・無線、地上・衛星を活用した多ルート化及び関連装置の二重化などにより、災害に強い伝送路の構築を図る。

3 市の役割

(1) 市防災行政無線施設の整備

ア 同報系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市から市民に迅速かつ的確な情報の伝達を行うため、通信設備の整備を検討する。

イ 移動系無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と災害現場との間において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うためデジタル移動通信システムの整備を検討する。

ウ 地域防災無線の整備

災害時に被害の軽減を図るため、市と地域の防災関係機関、生活関連機関との間等において、迅速かつ的確な情報の伝達、収集を行うため通信設備の整備を検討する。

(2) 防災相互通信用無線機の整備

災害発生時の被災地における防災関係機関相互の防災活動を円滑に進めるため、防災相互通信用無線機等の整備を検討する。

(3) 新潟県総合防災情報システムの整備

災害時に災害の軽減を図るため、市と県との間において、迅速かつ的確な情報の

伝達、収集、共有を行うための新潟県総合防災情報システムを整備する。

(4) 県・市防災行政無線施設の運用

ア 勤務時間外においても非常時の無線運用要員をいち早く確保できるような体制を整備する。

イ 実践的な非常通信訓練を定期的実施し、無線運用の習熟を図る。この場合、非常通信協議会との連携にも十分配慮する。

ウ 平常時より災害対策を重視した無線設備の総点検を実施する。

(5) 停電対策

商用電源停電時も通信設備に支障の無いように、自動起動・自動切替の非常用発電設備、直流電源設備等を整備する。

(6) 耐震対策

通信設備は揺れにより転倒したり、移動したりしないよう、堅牢に固定するなど、耐震対策を図る。

(7) 通信機器の配備及び調達体制の整備

通信機器が不足する事態に備え、通信機器の借用について電気通信事業者等とあらかじめ協議する。

4 防災関係機関の役割

(1) 防災関係機関

防災関係機関は、所有する無線通信施設の停電対策を図るものとする。

(2) 消防本部

ア 消防無線通信施設のデジタル無線への移行整備

広域応援体制による緊急消防援助隊等の防災救助活動を円滑に実施するため、消防救急デジタル無線通信システムの整備に努める。

イ 停電対策

定期的に非常用電源の保守点検を行い、機器の万全に努める。

ウ 耐震対策

無線通信設備及び情報処理システムの耐震対策を図り、機器の万全に努める。

エ 通信の確保

(ア) 定期的に通信設備の総点検を実施して、機器の万全に努める。

(イ) 平常時から防災関係機関との協力体制構築を図るとともに、定期的に通信訓練を実施する。

(3) アマチュア無線局

市は、災害時の通信手段の確保として、平常時からアマチュア無線局等との協力体制の整備に努めるものとする。

第12節 電気通信事業者の地震対策

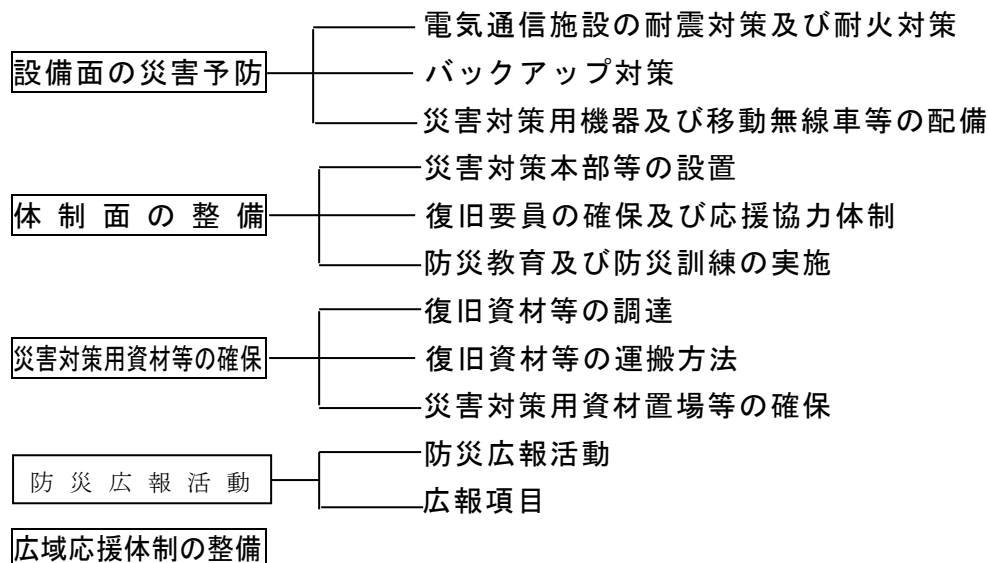
【担当部署】総務部、（東日本電信電話株式会社）

1 計画の方針

基本方針

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても通信網の確保ができるよう、設備の耐震対策及び輻輳対策等の推進と防災体制の確立を図る

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

電気通信設備の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるよう平素から設備自体を物理的に強固にし、災害に強い信頼性の高い通信設備の設計並びに基幹的設備の地理的分散及び安全な設置場所の確保を図る。また、直接被害を受けなかった都市相互間の通信が途絶したり麻痺したりしないよう、通信網についてシステムとしての信頼性の向上に努める。

(1) 電気通信施設の耐震対策及び耐火対策

ア 通信建物及び電気通信設備等の補強

通信建物、鉄塔設備、電気通信設備、電力設備（エンジン、バッテリー）等について、耐震対策を施してきたが、今後も設備の劣化に併せて修理、点検等の改善を実施する。

イ 防火構造

火災に備えて、電気通信設備等については耐火構造化を図っているが必要に応じて機能改善等を実施する。

(2) バックアップ対策

地震災害等における通信の疎通を維持、確保するため、通信網についてシステムの信頼性向上を更に促進する。

ア 主要伝送路のループ構成、多ルート構成或いは2ルート構成による通信網の整

備は概ね完了しているが、今後も計画的に整備促進を図る。

イ 電気通信設備監視制御システムの分散設置による代替監視系統の整備を図る。

ウ 非常用電源の整備等による通信設備の被災対策を図る。

(3) 災害対策用機器及び移動無線車等の配備

主要拠点ビル等に災害対策用機器等を配備し、必要により増設及び新装置導入を図る。

ア 衛星携帯電話

イ 可搬型移動無線機

ウ 移動電源車及び可搬電源装置

エ 応急復旧光ケーブル

オ ポータブル衛星車

カ その他応急復旧用諸装置

4 体制面の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、地震災害時の防災活動を安全かつ迅速に遂行するため、社員の安全確保と関係社員が迅速かつ防災業務を遂行できるよう、地震災害に関する教育及び災害復旧に必要な防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力するものとする。

(1) 災害対策本部等の設置

災害対策本部等の設置基準に従い規模に応じた体制をとり、設置場所の明確化及び予め定められた震度以上の災害発生時における出社体制と、本部長不在時の代行順位により責任体制を明確にしておく。

ア 情報連絡室の設置

イ 地震災害警戒本部の設置

ウ 災害対策本部の設置

(2) 復旧要員の確保及び応援協力体制

ア 全社体制による応急復旧部隊、本格復旧部隊等の非常招集

イ NTTグループ会社等関連会社による応援

ウ 工事請負会社の応援

(3) 防災教育及び防災訓練の実施

ア 災害対策マニュアルによる各社員の行動及び連絡方法を明確にし、情報伝達訓練及び緊急呼び出し訓練、安否確認訓練の実施により、防災業務の浸透を図る。

イ 中央防災会議、県及び市が実施する防災訓練に積極的に参加、又はこれに協力する。

ウ 防災関係者等を講師とする講習並びに研修の実施及び各種講習会へ参加する。

5 災害対策用資材等の確保

災害発生時の通信を確保し電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧資材等を主要拠点への配備充実を図る。

(1) 復旧資材等の調達

復旧に必要な資材は、新潟支店保有の資材及び全国より資材等の調達を行う。

ア 各種ケーブル類、電柱等の復旧資材及び工事用機材

イ 電気通信設備の予備パッケージ等

(2) 復旧資材等の運搬方法

状況に応じた運搬方法を確保し、必要によりヘリコプターや船舶等を使用した輸送を行う。

(3) 災害対策用資材置場等の確保

災害時において必要により、災害対策用資材置場、臨時ヘリポート及び仮設用地等を確保する、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体に依頼して迅速な確保を図る。

6 防災広報活動

地震災害によって電気通信サービスに支障を来した場合又は利用の制限を行った場合、正確かつ速やかに広報活動を行うため関係部門との連絡体制や連絡ルートの整備を図り、基礎データ等を事前に準備しておく。

電気通信事業者は、通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図る。また、災害時における通信料の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(1) 防災広報活動

ア 広報車での呼びかけ

イ テレビ、ラジオ及び新聞掲載等を通じての広報

ウ インターネットを通じての周知

(2) 広報項目

ア 被害状況

イ 復旧見込み

ウ 特設無料公衆電話設置場所の周知

エ 災害用伝言サービス提供に関する事項

オ 災害時の不要不急な通信は控えることの周知

7 広域応援体制の整備

大規模災害が発生した場合は、NTT東日本及びNTTドコモの防災体制を確立するとともに、全国からの応援を要請し、迅速な災害復旧を可能とするよう平常時から予め措置方法を定めておく。

第13節 電力供給事業者の地震対策

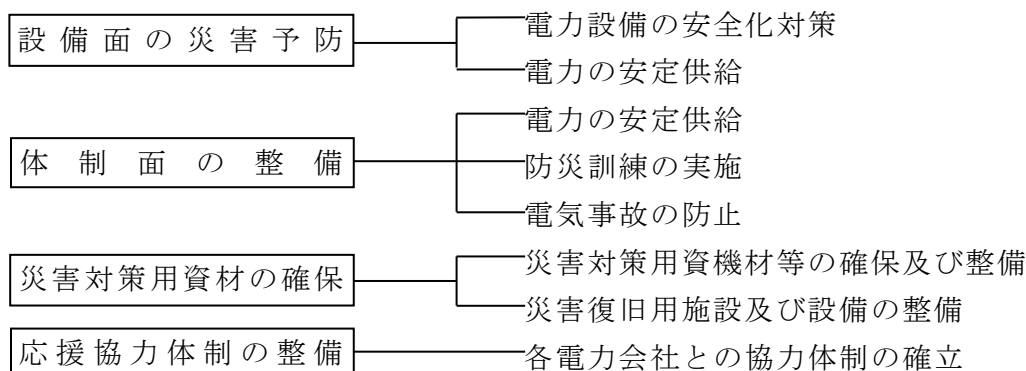
【関係部署】 総務部

【関係機関】 東北電力ネットワーク株式会社

1 計画の目的

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターは、地震発生時における電力供給ラインを確保し人心の安定を図るため、電力施設の防護対策に努める。

2 計画の体系



3 設備面の災害予防

(1) 電力設備の安全化対策

電力設備は、下記の耐震設計基準に基づき設置されており、各設備毎に十分な分析を行うとともに、従来の経験をいかして万全の予防措置を講ずる。

施設名	耐震設計基準
送電設備	・ 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行う。
変電設備	・ 変電所等における電気設備の耐震対策指針に基づき耐震設計を行う。
配電設備	・ 電気設備に関する技術基準に基づき耐震設計を行うとともに、電柱については高強度コンクリート柱の使用や、軟弱地盤個所については支持物の補強を行う。
通信設備	・ 電気設備に関する技術基準および電力保安通信規定に基づき耐震設計を行う。

なお、各設備の建物については、建築基準法に基づき耐震設計を行う。

(2) 電力の安定供給

電力供給各社との連携体制を強化し、地震発生時においても安定した電力供給が実施できる体制の整備に努める。

4 体制面の災害予防

(1) 電力の安定供給

東北電力ネットワーク株式会社 長岡電力センターにおいて24時間の監視体制で、非常時に備え安定供給に努める。

(2) 防災訓練の実施

震災等を意識し、従業員に対して防災意識の高揚を図るとともに、災害対策を円滑に推進するため年1回以上防災訓練を実施する。

また、国、県及び市が実施する防災訓練には積極的に参加する。

(3) 電気事故の防止

電気工作物を常に法令で定める「技術基準」及び、社内の「保安規程」に適合するよう確保するとともに、震災を意識し定期的に巡視点検を行う。

5 災害対策用資機材等の整備

(1) 災害対策用資機材等の確保及び整備

震災時に備え、平常時から災害対策用資機材等の確保及び整備点検を行う。また、車両、ヘリコプター等による輸送計画を樹立しておくとともに、輸送力確保に努める。

大規模な災害発生のおそれがある場合、所有する電源車、発電機等の現時点の配備状況等を確認の上、リスト化するよう努める。

(2) 災害復旧用施設及び設備の整備

災害復旧を円滑に行うため、必要な移動用設備等を整備しておくとともに、応援体制の受入れ及び資材集荷、受渡し等の復旧活動に備えた前進基地を選定しておく。

6 防災時広報活動

電力供給機関は、停電による社会不安の除去、公衆感電事故、電気火災等の二次災害防止のため、平常時から防災体制について広報するとともに、災害発生時における広報活動を速やかに行うため、事前に広報例文等を整備しておく。

停電時にインターネット等を利用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

7 応援協力体制の整備

各電力会社との電力融通及び災害対策用資機材並びに復旧応援体制を整備しておく。また、関連工事会社についても応援協力体制を整備しておく。

第14節 ガス事業者等の地震対策

【担当部署】 総務部

【担当機関】 北陸ガス株式会社、L P ガス充てん事業者、L P ガス販売事業者

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 北陸ガス株式会社長岡供給センター、L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「ガス事業者」という。）は次の対策を行う。

(ア) 都市ガス供給設備及びL P ガス充てん所（以下、「ガス供給設備」という。）の耐震性の向上を図る。

(イ) 消費者に対して地震発生時の安全措置を広報等により周知する。

(ウ) 二次災害防止措置及び早急な復旧体制を整備する。

イ L P ガス充てん事業者及びL P ガス販売事業者（以下、「L P ガス事業者」という。）は、指定避難所、公共施設等への災害時における緊急供給体制を整備する。

ウ 市民は、地震発生時の安全措置方法を理解するとともに、自宅等のガス設備の耐震性向上に努める。

エ 県は、地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

オ 市は、次の対策を行う。

(ア) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のL P ガス等による代替措置を確保する。

(イ) 地震発生時の安全措置等について普及・啓発を図る。

(2) 積雪期の対応

市民は、ガスメーター・配管及びL P ガス容器周辺の除雪に努める。

また、ガス事業者は、ガスメーター及びL P ガス容器の設置場所、配管の施工方法について配慮する。

2 ガス事業者の役割

(1) 地震による被害を最小限にとどめると共に、ガスによる二次災害を防止するために万全の措置を講じる。

ア ガス供給設備及び消費先ガス設備の被害を最小限にとどめる措置

(ア) ガス供給設備の耐震性向上を計画的に進める。

(イ) 消費者に対して消費先ガス設備の耐震性強化について周知等により助言を行う。

イ 二次災害防止のための措置

(ア) 消費者に対して地震発生時に取るべき安全措置を予め周知する。

(イ) 緊急措置、点検を速やかに実施できる体制を整備する。

(ウ) 地震時に速やかに緊急措置を行う遮断装置等を整備する。

(2) 複数の通信手段確保に努める等、被害状況を、県、市へ連絡する体制を整備する。

(3) 速やかにガス供給設備及び消費先ガス設備を復旧するため、平時から災害対策用資機材を備えるとともに、応援協力体制を整備する。

- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、ガスメーター及びLPガス容器の設置場所に配慮するとともに、消費者に対してガスメーター及びLPガス容器周辺の除雪について協力を求める。
- (5) LPガス事業者は、都市ガス供給停止区域にある指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給のための応援協力体制を整備する。

3 市民・企業の役割

- (1) 所有するガスの設備について、ガス事業者の助言を得て、地震対策を行う。
- (2) 地震発生時にとるべき安全措置について、ガス事業者からの周知等を通じて予め理解しておく。
- (3) ガス供給停止に備え、カセットコンロ及びボンベ等の簡易調理器具を家庭で準備する。
- (4) 積雪期における地震発生時の事故発生防止と緊急点検・安全確認点検のため、LPガス容器やガスメーター周辺の除雪を行う。

4 市の役割

- (1) 公共施設等でガスが使用出来なくなった場合のLPガス等による代替措置を検討し、調達できる体制を整備する。
- (2) 一般家庭・事業所に対して、地震発生時にとるべき安全措置の重要性について普及・啓発を図る。
また、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者に対して、地震時の安全措置等の重要性について普及・啓発を図る。
- (3) 防災訓練に際して、地域住民とともに避難所のガス器具等の使用の訓練を行う。

5 防災関係機関の役割

- (1) 新潟県ガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、ガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。
- (2) (一社)新潟県LPガス協会
 - ア 研修会・講習会を開催することにより、LPガス事業者に対して地震対策や地震発生時の安全措置等の習得・充実を図る。
 - イ 連絡網の作成、復旧作業の応援隊の登録等により、復旧体制及び緊急応援体制を整備する。
 - ウ ガス器具等を備蓄するとともに、指定避難所、公共施設等へのLPガス緊急供給体制を整備する。

エ 地震発生時にとるべき安全措置や二次災害防止措置等について、広報等により、消費者に対して普及・啓発を図る。

第15節 上水道事業者の地震対策

【担当部署】総務部、上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

給水機能の停止は、被災住民の日常生活や社会経済活動に深刻な影響を与え、被災後の避難や救助活動を実施する上での大きな支障となることから、大規模な地震の発生に伴う水道の断減水を最小限に抑えるため、また、緊急時における飲料水、生活用水（以下「飲料水等」という。）を確保するための必要な措置を講ずる。

ア 各主体の責務

(ア) 水道事業者の責務

災害時における水道の断減水を最小限に抑えるため、水道施設の耐震性を強化する。また、被災後の給水機能の回復を早期に達成できる体制を整備する。

(イ) 市の責務

市の防災担当は、上下水道局と連絡を取り、被災状況等の情報を一元化し、市全域にわたる総合的な応急体制を確立する。

また、緊急時における飲料水等の確保対策に努める。

(ウ) 県の責務

水道事業者及び市による災害予防対策が促進されるよう支援体制の充実、強化を図る。

(エ) 市民の責務

概ね3日間に必要な飲料水は、自ら備蓄することに努める。

イ 達成目標

被災住民の生活への影響を考慮した応急復旧（仮復旧を含む）までの期間を設定し、この間における経過日数ごとの1人当たりの応急給水目標水量を設定する。

また、施設の耐震化率等の現状を把握し、被害規模（断水発生率等）を想定し、被災直後から経過日数ごとの被災住民に対する応急給水必要水量を見積もり、その確保対策に努める。

耐震化の目標	具体例
①応急復旧期間	地震発生後、概ね1ヶ月を目途に応急復旧
②応急給水の目標	被災直後から応急復旧までの1人当たりの供給量 ・被災直後は生命維持に必要な水量（3ℓ／日） ・1週間後は炊事、洗面等最低生活水量（30ℓ／日） ・2週間後は生活水量の確保（40ℓ／日） ・1ヶ月後は各戸1給水栓の設置

2 水道事業者の役割

耐震化計画を策定し、施設及び体制面の耐震化対策を推進するとともに、長寿命化計画を作成・実施等によりその適切な維持管理につとめる。

また、市の防災担当が行う災害時の飲料水等の確保に関する施策に応じて、緊急時における飲料水等の確保対策を行う。

(1) 施設の耐震化

ア 水道施設の耐震設計

水道施設の設計は耐震設計とする。

イ 貯水、取水及び導水施設

貯水及び取水施設の耐震性を強化し、管路は耐震性継手、伸縮継手、緊急遮断弁等耐震性を考慮した構造、材質とする。

水源については、上流域等周辺の状況を把握し、災害時の原水、水質の安全が保持できるかを確認するとともに、複数水源間の連絡管の布設、地下水等により予備水源を確保する。

ウ 浄水、送水及び配水施設

(ア) ポンプ回りの配管、構造物との取付け管、薬品注入関係の配管設備等について、耐震化を図るとともに、塩素中和剤等を整備し、二次災害を防止する。

(イ) 送、配水幹線については、耐震性継手、伸縮可撓管、緊急遮断弁等耐震性の高い構造、工法を採用するほか、異なる送、配水系統間の相互連絡の整備を行う。配水管路は管路の多系統化、ループ化、ブロックシステム化等の整備を行う。

(ウ) 隣接する水道事業者間の広域的な相互連絡管を整備する。

エ 付属施設等

施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な情報伝達設備や遠隔監視制御設備、自家発電設備等の付属施設等についても耐震性の強化を図る。

自家発電設備は、停電の長期化に備えて3日以上連続稼働が可能となるよう燃料の備蓄に努める。

オ 耐震化の優先順位

浄水場、配水池等の構造物、主要な管路等の基幹施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートについては優先的に耐震性の強化を図る。

(2) 体制面の耐震化

ア 水道施設の耐震性調査及び定期点検

現状の水道施設及び地盤等の耐震性を総合的に調査し、必要に応じ補強するとともに定期的な点検により機能維持を図る。

イ 地震による水道施設の被害想定

地震の規模、地盤の状況等から水道施設の被害規模等を想定し、応急対策計画の策定に役立てる。

ウ 応急対策計画の策定

(ア) 動員計画

応急給水、応急復旧活動に必要な人員の確保対策について定める。

(イ) 応急給水計画

a 被災直後から経過日数ごとに給水必要水量を設定する。

- b 地区ごとに給水方法（浄水場や配水池等の拠点における拠点給水、給水車や給水タンク等による運搬給水）を選定しておく。
- c 応急給水活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- (ウ) 応急復旧計画
 - a 応急復旧期間を設定する。
 - b 浄水場、配水池、基幹管路等の主要施設及び指定避難所、医療機関、社会福祉施設等への配水ルートなど、復旧作業の優先順位を明確にする。
 - c 拠点給水場所、指定避難所、想定避難住民数等の情報を盛り込んだ応急対策用の水道施設図面等を整備する。
 - d 応急復旧活動マニュアルを作成し、職員に周知して災害時に備える。
- (エ) 防災用施設・災害対策用資機材の整備、確保
 - a 給水拠点となる浄水場、耐震性貯水槽等の施設を整備する。
 - b 給水車、給水タンク、簡易水栓、消毒剤、浄水機、可搬式ポンプ、可搬式発電機、運搬車両等の資機材を整備する。
- エ 災害時における協力・応援体制の確立
 - 自力による応急活動が困難な場合も想定されるため、他市町村、県、水道工事業者等の関係機関との協力、応援体制を確立しておく。
- (3) 施設の長寿命化
 - ガス上下水道局は、老朽化した施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適切な維持管理に努める。

3 水道事業者、市の役割

- (1) 飲料水等の確保
 - 飲料水等の確保対策として、緊急用井戸等の把握に努める。
- (2) 連絡体制の確立
 - 関係機関との緊急時連絡マニュアル、緊急時連絡先一覧表、連絡様式等を作成し、緊急時連絡体制を確立する。また、震災時に通信不能とならないように、通信手段の多様化を図る。
- (3) 防災広報活動
 - 災害時の活動を円滑にするため、市民、町内会等に対し、平時から防災体制、飲料水等の確保などについて広報し、防災意識の啓発に努める。

4 防災関係機関の役割

- (1) 日本水道協会新潟県支部
 - 災害時における県及び水道事業者からの応援要請に対する積極的な協力・応援体制を整備、強化することに努める。
- (2) 新潟県水道協会
 - 主に簡易水道事業者間の応援活動等に対する支援体制を整備することに努める。

第16節 下水道事業者等の地震対策

【関係部署】上下水道部

1 計画の方針

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、地震により、下水道等（下水道、農業集落排水等）の処理場、ポンプ場、管渠が被害を受け、下水処理機能、下水流下機能が停止または機能低下し、下水道等管理者から下水道等の使用の自粛を求められることを日頃から認識しておく。

下水道等被災時においては、下水道等に流入する水を少なくするため、トイレ使用、入浴等をできるかぎり自粛する。

地震発生から、3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレ等は、自らの備蓄で賄うことを原則とする。

イ 市は、被災時に、ただちに、被災調査、復旧工事に着手できるように、組織体制を整備し、市民に周知する。

下水道等施設が被害をうけた場合は、早期に使用再開計画の目途をたて、被災状況、トイレの使用制限等の協力依頼を市民に広報できるように準備しておく。

携帯トイレ、仮設トイレ、被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

ウ 県は、大災害を想定した県内市町村の支援体制を整備しておく。

自ら管理する下水道施設の被害状況を把握すると共に、必要な応急処置を講ずることができるように準備しておく。

被災調査に必要な資機材、応急復旧に必要な仮設資材等災害時に必要な資材を備蓄もしくは災害時に確保できるようにする。また、施設台帳の整理、防災訓練の実施、応急対策マニュアル作成等により災害に備えるように努める。

エ 下水道施設等復旧は概ね次の計画を目安にする。

地震後～3日目程度	・ 処理場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 管渠、ポンプ場の緊急点検、緊急調査、緊急措置 ・ 市民への情報提供、使用制限の広報
〃 3日目程度～ 1週間程度	・ 応急調査着手、応急計画策定 ・ 施設応急対策実施
〃 1週間程度～ 1ヶ月程度	・ 本復旧調査着手 ・ 応急復旧着手・完了
〃 1ヶ月～	・ 本復旧調査完了、本復旧計画策定 ・ 災害査定実施、本復旧着手

オ 市、県は、被災施設の復旧計画をたて、施設の機能回復および復旧の早期達成を目指す。

市、県は、新設及び既存の施設に対して耐震対策を講ずるように努める。

カ 上下水道局は、老朽化した下水道等施設について、長寿命化計画の作成・実施等によりその適切な維持管理に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、指定避難所に要配慮者用のトイレが設置されていない又は使用できない場合は、仮設トイレ等の提供について配慮するように努める。

イ 市、県は、被災箇所にバリケード等を設置し、要配慮者が進入し被害を受けないように配慮するように努める。

(3) 積雪期の対応

ア 市は、輸送の困難を考慮し、仮設トイレ等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備するように努める。

イ 市は、指定避難所等におけるトイレ使用を円滑に出来るように努める。

ウ 市、県は連絡を密にし、適正な下水道使用に努める。

2 市民、企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

ア 各家庭において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 市民は、地域の指定避難所における携帯トイレ、トイレ施設等の管理・配布等を共同で行うなど、日頃から共同で災害対応ができる間柄の形成に努める。

エ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

ア 企業・事業所、学校等において、地震発生から3日間（推奨1週間）に必要な携帯トイレの備蓄に努める。

イ 災害時には、下水道施設等に流入する水の量を少なくするように努める。

ウ 下水道施設等の復旧に協力するように努める。

3 市の役割

(1) 下水道施設等の管理

ア 下水道等施設を早期に点検し、被災箇所の特定期間および必要な応急処置を実施する。

イ 県等の協力を得ながら早期に機能回復できるように努める。

ウ 下水道等の被災に関する情報を関係市町村、関係機関、市民等に周知するように努める。

エ 仮設用資材等災害時に必要な資材の備蓄もしくは調達できるように努める。

(2) 緊急体制の整備

ア 関係事業者団体等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備

- イ 関係市町村との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - ウ 県との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
 - エ 他県等との災害時の応援協定等による緊急体制の整備
- (3) 災害時における下水道使用に関する市民への普及啓発
- 一般家庭、事業所等における携帯トイレ等備蓄の重要性及び、災害時の下水道使用について、普及啓発を図るように努める。

4 関係機関の役割

- (1) (財)新潟県下水道公社
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (2) 日本下水道事業団
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (3) (社)地域資源循環技術センター
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 調査・復旧工法等技術的支援等必要な支援ができるよう体制を整備するように努める。
- (4) (社)日本下水道管路管理業協会
- ア 市、県からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市、県と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 被災した下水道管路の応急復旧のために必要な巡視、点検、調査、清掃および修繕等、災害時の対応に協力するように努める。
- (5) (公社)全国上下水道コンサルタント協会中部支部
- ア 県・市町村からの協力依頼に備え、夜間・休日の対応窓口を指定する。
 - イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、県・市町村と情報交換し、連絡体制を整備するように努める。
 - ウ 応急復旧方法の検討及び災害査定資料の作成等、災害時の対応に協力するように努める。

第17節 危険物等施設等の地震対策

【関係部署】教育部、消防本部、（警察）

1 計画の方針

危険物、火薬類、高圧ガス、毒物劇物、有害物質等の危険物品及び放射性物質（以下「危険物等」という。）の取扱いについて安全対策を講じるとともに、地震等による災害の未然防止を図るため、市、消防本部、事業者、県は必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 事業者は、保安体制を強化し、法令に定める保安措置を講ずるとともに、施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底等により、地震等による災害発生の未然防止を図る。

イ 消防本部及び県は、危険物等を取り扱う事業者に対して法令の基準を遵守するよう指導の強化を図るとともに、施設の耐震性の強化を指導する。

(2) 積雪期の対応

事業者は、降雪、なだれ、融雪による危険物等施設の損傷を防止する措置を講ずる。市及び事業者は、除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保する。

2 事業者の役割

(1) 共通事項

ア 災害発生時の消防、警察等の関係機関及び関係事業所との連絡体制の確保を図る。

イ 従業者等に対し保安教育を実施して保安意識の高揚と保安技術の向上を図る。

ウ 初期消火訓練等を定期的に実施するとともに、初動におけるヒューマンエラー防止のための訓練の徹底を図る。

(2) 危険物施設

ア 消防法の規定に基づく耐震性の確保に努めるとともに、石油貯蔵タンク等については、法の規定に基づき、早期の耐震改修に努める。

イ 危険物保安監督者や危険物施設保安員の選任、危険物の取扱いについての技術上の基準の遵守、予防規程の作成等安全管理体制を確立する。

ウ 自衛消防組織等の活動要領を定める等自主的な災害防止体制を確立するとともに、泡化学消火薬剤等の必要な防護資機材の備蓄に努める。

エ 危険物取扱者等の人材及び防護資機材等について近隣及び関連事業所等と相互に応援が図られるよう、対応要領を定める等体制整備に努める。

(3) 火薬類製造施設等

ア 火薬類取締法の基準を遵守し、災害の未然防止と公共の安全を確保する。

イ 火薬類製造事業者は、製造実態を考慮し危害予防規程の制定及び改定を行うとともに、製造施設の適正な安全対策を実施する。

ウ 火薬類取扱事業者は、保安教育計画に災害対応についても定めるとともに、火薬類の適正な管理を実施する。

(4) 高圧ガス製造施設等

- ア 高圧ガス保安法の耐震設計基準に基づき適正に維持するとともに、耐震設計基準適用前の設備についても、必要に応じて補強等を行う。
 - イ 高圧ガス保安法の規定に適合した状態に維持するとともに、保安係員や業務主任者等の選任、高圧ガスの取扱い等の適正化や危害予防規程の作成等安全管理体制を確立する。
 - ウ 災害発生時の自主防災活動組織の体制整備を行う。
- (5) 毒物劇物保管貯蔵施設
- ア 毒物及び劇物取締法の基準を遵守し、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じる。
 - イ 毒物又は劇物の取扱実態を考慮し、危害防止規程の制定及び改正を行うとともに、適正な危害防止対策を実施する。
- (6) 有害物質取扱施設等
- ア 水質汚濁防止法、大気汚染防止法及び特定工場における公害防止組織の整備に関する法律の基準を遵守し、人の健康を保護するとともに、生活環境を保全する。
 - イ 有害物質の公共用水域への流出、地下への浸透、大気への排出等の事故が発生した場合は、直ちに必要な措置を講ずるとともに、速やかに関係機関へ報告する。
- (7) 放射性物質使用施設等
- ア 保安体制を強化し、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」等に定める適正な障害防止のための予防措置の徹底により災害の未然防止を図る。
 - イ 放射性同位元素汚染の拡大防止のため、開口部や配管、配線の被害防止対策を講じるとともに、線源収納部等の耐震性の確保並びに転倒、移動及び落下の防止措置を講ずる。
 - ウ 放射線測定機器等の非常用資機材を整備するとともに、立入禁止区域、使用禁止、停電時の対応措置等の行動マニュアル類を整備する。
 - エ 放射線施設の建物の耐震診断を実施するとともに、非常用資機材の作動点検を確実に実施する。

3 市の役割

- (1) 危険物等施設の設置状況の把握（資料 7-10）

4 防災関係機関の役割

- (1) 消防本部

- ア 危険物施設を消防法の規定による技術上の基準に適合した状態を維持させるため、重点的な立入検査を実施するとともに、関係者に対し、施設の耐震性の強化を指導する。
- イ 危険物取扱事業所に対し、隣接する危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進して、効率の高い保安体制の確立を図るよう指導するとともに、

具体的な災害想定のもとに実践的な防災訓練等の実施について指導する。

第18節 地震火災予防計画

【関係部署】総務部、消防本部

1 計画の方針

地震及び防火に関する知識の普及に努めるとともに、地震発生時の火災の発生を防止するため、市民、企業・事業所、学校、市及び県は耐震自動消火装置付火気器具を使用する等必要な対策を講じる。

(1) 基本方針

ア 市民（各家庭、企業、学校、事業所等）は、耐震自動消火装置付火気器具を使用する等、地震発生時の火災の発生を防止するとともに、消火器具等の設置に努め、住宅用火災警報器の設置及び維持管理を行う。

イ 市は、市民の地震及び防火に関する知識の普及に努め、消防職員及び消防車両等の消防設備の整備並びに消防団の充実強化を図る。

ウ 県は、市・消防本部の協力を得ながら防火思想の普及促進を図るとともに、自主防災組織の育成強化を支援する。

エ 市及び県は、木造住宅密集地域において、災害により大規模な火災が発生する可能性に備え、関係機関との連携による迅速な避難誘導體制の整備に努める。

(2) 要配慮者に対する配慮

ア 市は、要配慮者等と接する機会の多い、ホームヘルパー、民生委員等の福祉関係者や自主防災組織等に対し、火災予防に関する知識の普及を図り、積極的な協力を働きかける。

イ 市は、避難行動要支援者が居住する住宅について、防火診断を重点的に実施し、住宅用火災警報器等の普及を図る。

(3) 積雪期の対応

市は、積雪期においては道路の除雪等を的確に行い、必要な消防水利を確保するとともに、雪崩危険箇所や道路状況を把握するよう努める。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

ア 耐震自動消火装置付火気器具の使用に努める。

イ 消火器、水バケツ等の消火器具及び住宅用火災警報器の設置に努める。

ウ 台所など火気を使用する場所の不燃化に努める。

エ カーテン、じゅうたん等は、防災製品の使用に努める。

オ プロパンガスボンベ、灯油ホームタンク等の転倒及び漏えい防止等の安全管理に努める。

カ 家具類の転倒、落下防止措置に努める。

キ 町内会や自治体等が実施する消防訓練等へ積極的に参加する。

(2) 地域の役割

町内会及び自主防災組織等は、消防訓練等を積極的に実施するなど、日頃から火災防止意識の醸成に努める。

(3) 企業、事業所等の役割

- ア 防火管理者を選任する事業所等は、消防計画の整備及び従業員に対する消防計画の周知を徹底し、消防用設備等の取扱い及び実践的かつ定期的な訓練を実施する。
- イ 救出、救護技術の普及及び必要な資機材を整備する。
- ウ 火気使用場所の環境整備及び可燃性物品の転倒防止措置を講ずる。
- エ 病院、社会福祉施設等要配慮者が多数所在・利用する施設及び物品販売店舗等不特定多数の者が利用する施設においては、その規模等により自動火災報知設備、屋内消火栓設備等、消防用設備の適正な設置及び維持管理を行う。

3 市の役割

(1) 消防力の整備充実

消防職員及び消防車両等について、消防力の整備指針（平成17年6月13日改正）に対する充足率を満たすよう各種助成制度を活用し、その整備充実に努める。

(2) 消防水利の確保

同時多発火災及び大規模火災への対応力強化と初期消火活動の充実を図るため、耐震性貯水槽の整備など地域の実情に即した多元的な水利の確保を図る。

- ア 耐震性を有する防火水槽の整備促進を図る。
- イ 自然水利が年間通じて使用出来るよう、河川管理者等と協力し有効活用の推進を図る。
- ウ 消雪井戸等について施策を講じ、消防水利として有効活用を図る。
- エ 私設の消火栓、防火水槽の設置者に対し、維持管理の強化推進を図る。
- オ 消火栓、防火水槽の適正配置に努め、水利不足地域の解消を図る。
- カ 上記の消防水利の位置について、明記した地図の整備に努める。

(3) 消防団の充実強化

- ア 町内会、自主防災組織及び事業所の消防団活動への理解を深め、協力を得るため広報活動の更なる充実や消防団員雇用事業所と消防団との情報交換等により協力体制を強化する。
- イ 迅速、効率的な消防活動の実施のため、通信設備及び消防ポンプ自動車等を整備するなど機動力の強化を図る。

(4) 臨時ヘリポートの整備

災害時には専用場外離着陸場以外のヘリポート適地が必要となることから、小中学校のグラウンド、運動公園、野球場等のうち、指定緊急避難場所と重ならない場所を臨時離着陸場として予め指定する。（資料7-14）

(5) 出火防止対策

火災予防運動や予防査察などあらゆる機会を通じ、火災の発生を予防する各種安全対策を推進し、出火の防止を最重点とした防火意識の普及、啓発に努めるものとする。

- ア 消火器、水バケツ等消火器具の普及及び取扱指導の促進を図る。

- イ 火気使用場所の内装材料等の不燃化の促進を図る。
- ウ カーテン、じゅうたん等は防災製品の使用促進を図る。
- エ 灯油等、危険物貯蔵取扱いの安全管理の徹底を図る。
- オ 学校、事業所の発火危険薬品の安全管理と、保管場所の不燃化の促進を図る。

(6) 初期消火体制

初期消火活動の確立を図るため家庭、町内会、自主防災組織、事業所等(自衛消防組織)に対し、次の対策を指導するものとする。

- ア 各種訓練、集会、防災印刷物等を通じて市民の防災意識並びに初期消火、避難、緊急通報等、災害対応力の向上を図る。
- イ 防火管理者を選任する事業所に対して消防計画の作成を徹底し、それに基づく各種訓練の実施指導を行うとともに、その他の事業所に対しても地域における消防訓練の参加及び防災印刷物等の配布により、防災意識や防災行動力の向上を図る。
- ウ 予防査察及び住宅防火指導を計画的に実施し、火災予防指導の徹底を図る。

(7) 消防力の強化

異常乾燥下及び強風下においては、火災の延焼拡大が予想されることから、消防力の充実、強化を図る。

- ア 消防車両、救急・救助資器材、各種消防施設の充実強化
- イ 消防団の活性化と機動力の強化推進
- ウ 自主防災組織、自衛消防組織との連携強化
- エ 消防職、団員の迅速な参集方法、活動等についてのマニュアル整備

4 積雪期の消防水利維持対策

積雪期における消防水利の確保については、市民の協力を得て行うものとする。

- (1) 消防団、地域住民の協力による消防水利の除雪体制の強化を図る。
- (2) 除排雪により消防水利が使用不能とならないよう、地域住民及び除雪業者に対し指導する。

5 防災関係機関の役割

(1) 消防機関

- ア 市民等に対して、全ての住宅において設置が義務付けられた住宅用火災警報器の設置及び維持管理の徹底を図る。
- イ 市民等に対して、防火診断等を通じて火災予防に関する知識の普及を図るとともに、地域における消防訓練への参加を促進し、防災意識及び防災行動力の向上を図る。
- ウ 不特定多数の者が利用する特定防火対象物に対し、重点的に予防査察を実施して、避難経路の確保や防火管理の徹底等を指導する。
- エ 初期消火体制の確立を図るため、防火管理者を選任する事業所に対して消防計画に基づく各種訓練等を通じて指導を行う。
- オ 消防水利の位置を明記した地図（水利マップ）を整備する。

カ 単独で対処不可能な災害の発生に備え、近接消防本部応援協定及び広域消防相互応援協定に基づく訓練を実施する。

※ 隣接消防本部等と消防相互応援協定の締結は次のとおりである。

(令和5年4月1日現在)

(1) 県内統一協定(県内全消防機関が加入) 2 協定

ア 新潟県広域消防相互応援協定

イ 新潟県消防防災ヘリコプター応援協定

(2) 県内消防機関とのもの 2 協定

ア 中部消防応援協定

イ 北陸自動車道消防相互応援協定

第19節 廃棄物処理体制の整備

【関係部署】建設部

1 計画の方針

基本方針

- (1) 市民（各家庭等）は、市の広報、防災訓練等を通じて、地震により発生する災害ごみの排出方法や仮設トイレの使用方法等の理解に努める。
- (2) 市民（各家庭等）は、家屋の倒壊によるがれき類の大量発生を防止するため、住宅の耐震化に努める。
- (3) 市は、震災時を想定したごみ、し尿の災害廃棄物処理計画を策定するとともに、平常時から、市民に対し協力を求める事項について周知する。
- (4) 市は、一般廃棄物処理施設の耐震化、応急復旧対策の整備に努める。
- (5) 県は、市からの要請に備え、市町村間等の広域処理体制や関係機関との協力体制を整備する。

2 市民の役割

- (1) 各家庭において、住宅の耐震化、タンスの固定化など、地震による家屋の損壊、家具・家財等の破損の防止に努める。
- (2) 市が周知する震災時の廃棄物の排出方法等を理解し、震災時での廃棄物処理に協力できるよう努める。

3 市の役割

- (1) 災害廃棄物処理計画の策定
 - ア 震災時の廃棄物処理についての組織体制、関係機関との連絡体制、市民への広報の方法、発生量の予測、仮置場の想定と配置計画、ごみ、し尿の収集、処理方法等の計画を策定する。
 - イ 市民に協力を求める事項（ごみの排出方法等）について周知を図るとともに、防災訓練等に際して啓発を行う。
- (2) 一般廃棄物処理施設の耐震化等
 - ア 施設の更新時等に耐震化を図るとともに、震災時での廃棄物の大量処理を想定し、一定程度能力に余裕をもった施設の整備に努める。
 - イ 応急復旧のための資機材の備蓄に努めるとともに、被害状況の把握、点検マニュアル、施工業者等の連絡協力体制を整備する。
- (3) 協力体制の整備
 - ア 近隣市町村、関係機関等の災害時協定等により、震災廃棄物処理の協力体制を整備するとともに、地域の住民組織やボランティア組織等との協力体制を整備する。

4 関係機関の役割

(1) 新潟県

- ア 市で対応しきれない災害ごみの収集・運搬・処理、し尿、浄化槽の応急復旧等の要請に対し、体制を整備する。
- イ 緊急連絡体制を整備する。

第20節 救急・救助体制の整備

【関係部署】医療部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

地震等大災害が発生し、家屋の倒壊、火災、負傷、疾病、危険地帯での孤立等、同時多発的に降りかかる被災者の危機に対し、迅速かつ適切な救出措置及び救急医療活動に必要な救急・救助体制及び要救助者等の情報や受入病院の情報等、救急・救助活動に必要不可欠な情報の収集体制の整備を図る。

また、関係機関の広域的な支援及び応援を円滑に受入れ、有機的な活動が行える体制の整備を図る。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

(ア) 消防団は、地域に密着した組織として、一刻も早く現場に到着し、一人でも多くの地域住民の協力を得て、初動時から迅速に救急・救助活動を行えるよう体制を整備する。

(イ) 見附警察署、市及び消防本部、消防団は、それぞれ計画的に技術の向上及び資機材の整備充実並びに県との連絡体制を確保する。

(ウ) 県は、第九管区海上保安本部及び自衛隊等の救助関係機関との情報の共有を図り、相互に協力して迅速かつ効果的な救急・救助活動を行う体制を整備する。

また、県、県警察、消防本部は、大規模災害時における広域応援を円滑に受援し、相互に情報を共有して活動できる体制を整備する。

(エ) 消防本部、県、医師会及び歯科医師会などは救急連絡体制を整備し、迅速な救急対応の整備充実を図る。

また、市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、それぞれ関係機関・業者の協力を得て医療従事者及び医療器材等を確保する体制を整備する。

(オ) 県は、大規模災害時にあつては、医療救護活動等の広域的な医療支援の円滑な受入れ及び活動が行える体制を整備する。

また、消防本部、県、県警察は、緊急時の医師等の搬送や誘導等の支援体制を整備する。

(カ) 市、県、消防本部、消防団は、大規模災害に備え、防災意識の高揚及び要配慮者への対策を行う。

市民は、大規模災害発生時にあつては、一人でも多くの地域住民が地元消防団員や警察官等に協力し、地域の被害の軽減に努める。

(キ) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等、航空機を保有する機関は、平時から関係機関との協議や訓練等を通じ、安全かつ効果的な救急・救助活動が行える体制の確保に努める。

(ク) 県、県警察、第九管区海上保安部、自衛隊は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救急・救助活動を行うため、相互の連絡体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救急・救助機能の強化を図る。

(ケ) 県及び消防機関は、大規模・特殊災害に対応するため、高度な技術・資機材

を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。

イ 達成目標

市及び消防本部は、消防力の整備指針及び自ら定める計画に基づき、車両等の資機材・消防職員及び消防団員等を計画的に整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

ウ 要配慮者に対する配慮策

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、県、見附警察署、市及び消防本部は、避難行動要支援者の避難誘導や救急・救助及び医療救護等が円滑に行われるよう体制を整備する。

また、自主防災組織は自らの安全を確保し、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ 積雪期での対応

市及び消防本部は、地域の実情に応じ、積雪期の地震災害等発生時における道路の除雪体制及び指定緊急避難場所、指定避難所等への市民の避難誘導體制並びに無雪ヘリポートの確保等に努め、地上及び航空機による円滑な救急・救助活動が実施できるよう備えるものとする。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、平時から町内会等における協力体制を育むとともに、自主防災組織活動に参加して防災知識及び技術の習得に努め、災害時に地域の消防団員及び警察官等と協力して地域の被害軽減を図ることができるよう努める。

(2) 企業・事業所の役割

ア 医療機関

医療機関は、市、県、他の医療機関及び医療関係団体等とともに、大規模災害時における円滑な傷病者の受入や医療従事者の確保対策に努める。

イ 医療関係団体

医療関係団体は、市、県と災害時における医療従事者及び医療器材等の確保対策に関する協定をあらかじめ締結するよう努める。

3 県の役割

(1) 救急・救助連絡体制の確立（防災局）

迅速かつ適切な救急・救助活動が行えるよう、県、県警察、市、消防本部間の連絡体制を確保する。

(2) 救急医療連絡体制の確立（防災局、福祉保健部）

新潟県救急医療情報システム等の整備充実を図り、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制を確保する。

また、消防機関とDMA Tが災害現場において安全かつ円滑な連携活動を実施できるよう、連携体制の構築を図る。

(3) 救急救命士の救命技術の高度化（防災局）

県消防学校において、気管挿管や薬剤投与等の教育を行い、県内救急救命士の技術高度化を図る。

(4) 緊急消防援助隊の受援体制の整備（防災局）

県内の消防力だけでは対応できない大規模災害発生時において、緊急消防援助隊の要請及び受入を円滑に行うための受援体制を整備し、訓練等を通じて習熟を図る。

(5) 医療器材等の供給協定（福祉保健部）

市における医療器材等の不足に対応するため、新潟県医理科機械同業者組合と医療器材等の供給に係る協定を締結する。

(6) 航空消防防災態勢の充実（防災局）

県は、消防防災ヘリコプターによる救急・救助要員の技術の向上及び資機材の整備充実に努めるとともに、緊急消防援助隊航空部隊等の受援体制の整備を図る。

また、消防本部との訓練等を通じて、航空機による救急・救助活動について円滑な実施を確保するよう努める。

(7) 航空機保有機関等と協力体制の確保（防災局・福祉保健部）

県、県警察、第九管区海上保安本部、自衛隊及びドクターヘリ基地病院等県内航空機保有機関は合同訓練や隊員の交流等を通じ、相互理解と協力体制の確保に努める。

4 市及び消防本部の役割

(1) 消防団員の確保及び充実

市、消防本部は、消防力の整備指針（平成26年10月31日改正）に基づく消防団員数の確保に努めるとともに、消防団員の連絡・参集体制の整備及び資機材の整備充実並びに地域住民の協力を得て初動体制の確保に努める。

(2) 消防団員と消防本部の通信連絡体制の確保

迅速かつ適切な救急・救助活動を実施するため、地域で活動中の消防団員と消防本部が直接連絡できる通信を確保するとともに、連絡体制を整備する。

(3) 消防力の整備

市及び消防本部は、消防力の整備指針に基づき定めた整備計画により、消防署における資機材及び人員等を整備するとともに、施設及び設備の感染症対策を充実させる。

(4) 防災関係機関との通信連絡体制の確保

消防本部は、県、管轄警察署、新潟市消防局、消防団及び地元医療機関等の関係機関との通信手段を確保し、連絡体制を確立して迅速かつ適切な救急・救助活動を実施できる体制を整備する。

(5) 市民等に対する防災意識の啓蒙

市、消防本部、消防団は、救助訓練や応急手当の普及啓発活動等を実施し、市民の防災意識高揚を図る。

また、要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、避難行動要支援者の避難誘導等が円滑に行われるよう対策を講ずる。

(6) 救急・救助活動における交通確保

地震等による建物の崩壊や道路の損壊等により、通行障害が発生した場合の交通確保対策を、警察、消防本部及び関係機関とあらかじめ協議し、対策を講ずる。

(7) 民間等による救急・救助体制の確保

同時多発災害に備え、地元業者等から、救急・救助活動に必要な車両、操作要員の派遣を受けられる体制の整備に努める。

(8) 医療機関との情報交換及び緊急患者受入確認体制

同時多発する救急搬送について、迅速かつ的確な救急搬送を行うために、新潟県救急医療情報システムを活用する等、医療機関との情報収集、伝達体制の確立を図る。

(9) 医療機関における医師、看護師等招集体制の確立

救急活動を円滑に行うために、医師会及び歯科医師会などを通じ、各医療機関における医師及び看護師等の緊急招集体制を整備し、救急搬送者の受入体制を確保する。

(10) 医療器材等の供給支援体制の確保

日本赤十字社新潟県支部、医師会及び歯科医師会などと連携し、医療器材等の供給支援体制の整備を図る。

(11) 広域消防相互応援の要請及び受援

消防本部は、県内広域消防相互応援協定及び近隣消防本部との相互応援協定等に基づく応援部隊の受援を円滑に行い、応援消防部隊の的確な活動管理及び指揮が行えるよう体制を整備する。

(12) 緊急消防援助隊の要請及び受援

消防本部は、緊急消防援助隊新潟県受援計画に基づき、緊急消防援助隊応援部隊の円滑な受入れ及び的確な活動指揮が行えるよう体制を整備する。

5 防災関係機関の役割

医師会及び歯科医師会などの対策

市から援助の要請があったときは、医療救護班を編成して救護所、救護病院（市立病院）、及び現地に派遣し医療活動を行う。また、医療機関に収容して救護を行う必要のある場合の協力体制を整備する。

第21節 医療救護体制の整備

【関係部署】福祉保健部、医療部

1 計画の方針

市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、緊密な協力体制を構築し、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制を、あらかじめ構築するものとする。

(1) 基本方針

ア 各主体の責務

- (ア) 市及び県は、地震の災害から地域住民の生命、健康を守るため、それぞれ地域の実情にあわせた医療救護体制の整備を行う。
- (イ) 県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、災害派遣医療チーム（DMA T）、医療救護班及び医師等医療関係者の派遣体制の整備を行う。
- (ウ) 県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。
- (エ) 県は、それぞれ地域の医療機関の協力を得て、災害発生時における医薬品（歯科用医薬品を含む。）、輸血用血液、医療機器及び衛生材料等（以下「医療資器材等」という。）の確保を図る体制を整備する。
- (オ) 県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害拠点病院及び地域災害拠点病院）を県立病院等地域の中核病院から選定し、これら病院の災害時に対応するための施設及び設備の充実に努める。

イ 活動の調整

- (ア) 救護班の派遣調整等を行うため、県災害対策本部（保健医療教育部医療活動支援班）は、新潟県医師会、日本赤十字社新潟県支部、新潟県歯科医師会、新潟県薬剤師会、新潟県看護協会など医療関係団体、新潟DMA T、基幹災害拠点病院（新潟大学医歯学総合病院、長岡赤十字病院）、消防機関、自衛隊等と情報を共有、連絡調整できるための体制を構築する。
- (イ) 被災地における医療需給（医療資器材を含む。）の調整等の業務を行うため、被災地を所管する保健所長を災害医療コーディネーターとし、医師会、歯科医師会など医療関係団体、災害拠点病院、市、保健所及び県地域医療政策課等が、コーディネーターを支援するための体制を構築する。

ウ 達成目標

市、県、医療機関、医師会及び歯科医師会などは、緊密な情報共有と協力体制の構築を図り、災害の状況に応じた適切な医療（助産を含む。）救護を行うための体制整備を図る。

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者が災害発生時に犠牲となるケースが多いことから、市及び消防本部は、

県、医療機関及び医療関係団体の協力を得ながら、要配慮者への医療救護活動が円滑に行われるよう体制を整備する。

(3) 積雪期の対応

降雪期における雪おろし、除雪等の雪対策に留意する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

市民は、災害時に定期的に服用している薬や常備薬を持ち出せるように平時から準備しておく等、医療救護活動の負担軽減を図ることができるよう努めるものとする。

(2) 医療機関等の役割

ア 医療機関及び医療関係団体（医師会・歯科医師会）

医療機関及び医療関係団体は、医療救護班及び歯科医療救護班の派遣に係る編成計画の策定に協力するとともに、災害時に対応するためのマニュアルを作成するものとする。

(イ) 病院

- a 見附市立病院は、市及び県の作成する地域防災計画を踏まえて、病院防災マニュアルを作成するとともに、マニュアルに基づき実践的な訓練を行う。
- b 病院防災マニュアルには、次の事項を盛り込むものとする。
 - ・災害対策委員会の設置
 - ・防災体制に関する事項（ライフラインの確保・備蓄等の方策・支援協力病院の確保等）
 - ・災害時の応急対策に関する事項（病院内の連絡、指揮命令系統の確立、情報収集等）
 - ・自病院内の既入院患者への対応策に関する事項（重症患者の把握、点滴や人工呼吸器等の医療機器の状況把握、患者の移送方法についての検討及び訓練、ヘリポートの確認等）
 - ・病院に患者を受け入れる場合の対応策に関する事項（トリアージ、入院システム等）
 - ・その他（医療設備等の確保、自家発電装置の運用法等）

(イ) 医療関係団体

医療関係団体は、災害時における各団体の役割に応じたマニュアルを作成するものとする。

イ 災害拠点病院

(イ) 基幹災害医療センター

- a 基幹災害医療センターは、長岡赤十字病院とし、災害発生時において後方病院として被災現場、救護所、被災地医療機関等からの患者受入れを行うとともに、医療救護班の派遣、災害時医療従事者の訓練・研修等を行う。
- b 基幹災害医療センターは、災害時の患者受入、水・医療資器材等の備蓄等

に係る施設、設備の整備に努める。また、災害医療の研修機能の充実に努める。

3 県の役割

(1) 新潟DMA T、県医療救護班等の派遣体制の整備

県は、災害発生時に市、医療機関等からの支援要請などに迅速に対応するため、新潟DMA T、県医療救護班及び県歯科医療救護班の派遣体制の整備を行う。

(2) 救急連絡体制の確立

県は、広域災害・救急医療情報システムを活用するなど、行政・消防本部・医療機関等の連絡体制の整備を行う。

(3) 医療資器材等の供給支援

県は、市、医療機関等における災害時の医療資器材等の不足に対応するため、新潟県薬剤師会、新潟県薬事協会、新潟県医薬品卸組合、新潟県医理科器械同業組合及び東北新潟歯科用品商協同組合新潟県支部と医療資器材等の供給に係る計画を定める。

また、災害時における輸血用血液の不足に対応するため、日本赤十字社新潟県支部との協力体制の整備に努める。

(4) 災害医療救護対策の充実

県は、被災地域の医療支援を行うため、国の方針を踏まえ、後方病院として患者受入れが可能となる災害拠点病院（基幹災害医療センター及び地域災害医療センター）を選定し、これら病院の災害時に対応するための施設、設備の充実に努める。

4 市の役割

(1) 救護病院体制の整備

救護病院指定病院である見附市立病院は、この計画を踏まえて災害時医療体制を整備するとともに、定期的に防災訓練等を行い災害に備えるよう努める。

(2) 救護所（初期救急医療（トリアージ（治療の優先順位による患者の振り分け））をとまなう医療救護活動）を行う場所）の設置

ア 救護所設置予定施設の指定

市は、避難施設に指定した学校等の中から、保健室等、救護所として使用可能な施設の内容を検討の上、救護所設置予定施設をあらかじめ指定し、市民に周知する。

イ 救護所のスタッフの編成

市は、医師会及び歯科医師会などの医療関係団体と、救護所設置に係る医療救護班及び歯科医療救護班の編成について協議する。

ウ 救護所設置予定施設の点検

市は、災害が発生した場合、直ちに救護所が設置され医療救護活動が円滑に開始できるよう平常時より救護所設置予定施設の設備等の点検を行う。

(3) 救護所等の医療資器材等の確保

市は、救護所において応急処置用資機材の備蓄を図るとともに、見附市薬剤師会

と薬剤師の派遣、見附市薬業協同組合と医薬品等の確保、供給について事前に協議する。

(4) 医療救護体制の方針

- ア 災害時における最悪の事態、状況を想定して確立する。
- イ 医療救護計画が円滑に機能するよう、市民、自主防災組織の役割を明確にするとともに、周知、連携等の整備に努める。
- ウ 救護所における医療救護活動は、原則として医師の指示により行う。
- エ 市で医療救護体制が確保できない場合、県へ支援を要請する。

第22節 避難体制の整備

【関係部署】総務部、福祉保健部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

地震による人的被害を最小限に押さえるため、避難者の適切な収容と、避難の途中及び避難先での安全確保を対策の主眼とし、市、県、防災関係機関及び市民は、下記の事項に留意して各自の責任で災害に備える。

- ア 浸水、地盤の液状化、土砂災害等、地域の潜在的な危険の事前周知
- イ 警報、避難情報等情報伝達体制の整備
- ウ 客観的な基準に基づく、迅速・適切な避難情報の発出
- エ 避難誘導体制の整備
- オ 指定緊急避難場所、避難経路の確保・周知及び指定避難所の機能・環境の整備

(2) 要配慮者に対する配慮

要配慮者の安全のため、※防災ファミリーサポート制度を活用するとともに特に次の事項に配慮する。

- ア 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有
- イ 早期避難のための迅速・確実な方法による避難情報等の伝達
- ウ 防災・福祉関係者及び地域住民による避難支援体制の整備
- エ 避難先での安否確認及び生活面の配慮

(3) 積雪期の対応

冬期間の積雪・寒冷・悪天候を考慮し、特に次の事項について事前に配慮しておく。

- ア 当該地区の避難者全員を収容できる指定避難所の確保
- イ 指定避難所での暖房確保など寒冷対策の徹底
- ウ 雪崩危険箇所等冬期間特有の危険箇所の市民等への事前周知

(4) 広域避難への配慮

被災による他県・他市町村への避難の発生を考慮し、特に次の事項について事前に把握しておく。

- ア 市、県及び防災関係機関の情報伝達体制の整備
- イ 旅館及びホテル等の宿泊施設や、避難の際に必要な車両等の事前確保
- ウ 迅速・確実に避難者へ情報を提供するための情報伝達体制の整備

※防災ファミリーサポート制度

災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（避難行動要支援者）を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民の役割

(1) 市民等に求められる役割

ア 市民・企業等の役割

自らの責任において自身及びその保護する者の安全を確保するため、最低限、次の事項について平常時から努めるものとする。

- (ア) ハザードマップ、防災マップ等により、浸水、地盤の液状化、土砂災害等、

地域の潜在的な危険に関する情報を事前に知っておくこと。

(イ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び安全な避難経路、避難に要する時間等をあらかじめ確認しておくこと

(ウ) 災害時の家族・社員等の連絡方法を予め決めておくこと

(エ) 携帯ラジオ等、緊急時の情報入手手段を事前に用意すること

(オ) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味を正しく理解しておくこと

イ 多数の者が利用・所在する施設の管理者等の責務

下記の事項に十分留意した上、各施設の消防計画等に基づき、各自の責任において避難・誘導等の安全確保対策を講じる。

(ア) 学校、病院、社会福祉施設等、児童・生徒や要配慮者が主に利用・所在する施設の管理者

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を用意すること

c 災害時の情報伝達・避難誘導體制を整備し、施設内外の安全な避難先を確認すること

d 近隣の企業、事業所、住民組織等から避難の際に支援・協力を得られるよう、事前に協議すること

e 保護者に対する入所者等の安否情報の連絡や引渡し方法等をあらかじめ定め、関係者に周知すること

(イ) その他の不特定多数の者が利用する公共・商業用施設の管理者

a 施設の立地環境上、発生しやすい被害をあらかじめ予測し、対策を講じておくこと

b 気象官署や行政の発表する情報の入手手段を整備すること

c 施設外の状況を的確に利用者に伝え、緊急時に施設外へ安全に退去させるための情報伝達及び避難・誘導體制を整備すること

(2) 地域に求められる役割

ア 市民の役割

相互の協力のもと、自主防災組織等の活動により安全に避難できるよう、下記により平常時から努める。

(ア) 地域の危険箇所、避難路、指定緊急避難場所、指定避難所等を事前に確認すること

(イ) 避難行動要支援者の居住状況、必要な支援内容等の情報の把握・共有に努め、避難・誘導に協力できる関係を築くこと

(ウ) 市と共同で避難所を運営できるよう、訓練に参加すること

イ 企業等の役割

地域社会の一員として下記により地域の避難対策への協力に努める。

(ア) 要配慮者等の避難を支援すること

(イ) 必要に応じて施設を帰宅困難者や地域住民等に避難場所として提供すること

3 市の役割

市は、危険が差し迫った状態になる前に市民等が事前に避難できるよう、また、他市町村からの避難住民を迅速に受け入れられるよう、危険情報の事前周知、避難の判断・情報伝達・避難誘導体制整備とマニュアル化、避難場所、避難所の指定と周知及び即応体制の整備、要配慮者の避難支援計画策定及び福祉避難所の指定等を行う。

(1) 地域の危険に関する情報の事前周知

ア 市民・企業等に対し、地域の特性を踏まえた震災に関する基礎的な知識と災害時にとるべき行動、避難に当たっての注意事項などの普及・啓発を行う。

イ 県等から提供される浸水予測情報及び過去の浸水被害等の実績を基に、浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等の危険箇所や指定避難所等を記したハザードマップ・防災マップを作成し、市民等に配布して周知を図る。

(2) 避難情報（高齢者等避難、避難指示）等情報伝達体制の整備

ア 被災により、特定の情報伝達手段が使用できない場合も想定し、市民・企業等へ避難情報を迅速・確実に伝達する複数の手段を整備する。特に、学校、要配慮者関係施設等の管理者への確実な情報伝達が確保できるよう留意する。

イ 小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市、施設間の連絡。連携体制の構築に努める。

ウ 在宅の要配慮者に対する避難情報の伝達について、福祉関係者と協議の上、適切な方法を工夫する。

エ 避難情報伝達に、FM放送、有線放送等の事業者から協力が得られるよう、事前に手続き等を定める。

また、大規模災害を想定して、臨時災害放送局の開局に向けた検討を進める。

オ 避難情報（高齢者等避難、避難指示）の意味及び市民等の取るべき行動について、正しい知識の普及を図る。

(3) 避難情報発出の客観的基準の設定

市長は、遅滞なく避難情報を発出できるよう、次により客観的な基準を設定し、関係機関及び市民等に周知する

ア 水防法上の水位情報周知河川については、河川管理者及び気象官署と協議の上、当該河川の水位、流量、上流のダム放水量、地域の降水量等を目安とする避難情報発令基準を設定する。

イ その他の中小河川及び市街地等の排水不良地区については、過去の浸水被害の実績等から、目安となる具体的な数値基準を設定する。

ウ 浸水予測区域図及び土砂災害警戒区域図等を基に、避難が必要となる範囲を予め特定する。

エ 土砂災害警戒情報等を活用し、土砂災害に対する避難情報発令基準を設定する。

(4) 避難誘導体制の整備

ア 避難指示が発出された際、市民が集団で避難できるよう、消防団、自主防災組織等による避難誘導体制を、地区別に予め定める。

イ 在宅の要配慮者の安全・確実な避難のため、福祉関係者、自主防災組織等と協

力して「避難支援計画」を策定する。

- ウ 避難指示が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、近隣の緊急的な退避場所への移動又は屋内での退避等を行うべきことについて、日頃から市民等への周知徹底に努める。

(5) 避難所等の指定

ア 指定と周知

(ア) 市長は、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、都市公園、公共グラウンド、体育館、公民館、学校等公共的施設等を対象に、施設管理者の同意を得たうえで、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される指定緊急避難場所及び被災者が避難生活を送るための指定避難所（以下「避難所等」という）について、指定する。

(イ) 避難所等を指定したときは統一的な図記号等を用いたわかりやすい標識、広報紙、ハザードマップ、防災訓練などにより市民にその位置等の周知徹底を図る。

イ 指定にあたっての注意点

(ア) 指定緊急避難場所については、災害に対して安全な構造を有する施設とし、災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

(イ) 指定避難所については、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造、又は設備を有する施設を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。

(ウ) 地区別に指定し、要配慮者でも歩いて避難できる程度の近傍に確保すること

(エ) 避難経路が、火災の延焼、浸水、がけ崩れ等の危険に曝されないよう配慮すること

(オ) 避難者の誘致面積及び人口に見合った面積を確保すること

面積の目安は、避難場所は1人当たり 1.0 m²とし、避難所は1人当たり 3～4 m²のスペースとすることに努める。

(カ) 指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食糧、水、備蓄薬、炊き出し用具、間仕切り、簡易ベッド、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努めること

(キ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や、生理用品、女性用下着の女性による配布、避難場所における安全性やプライバシーの確保など、男女のニーズの違い、男女双方及び性的少数者の視点等に配慮すること

(ク) 要配慮者の多様なニーズに配慮した滞在場所の運営に努めること。

(ケ) 避難所予定施設は現行の建築基準に基づく耐震性を確保し、浸水による水没、土砂災害による被災の危険のない建物とすること

(コ) 避難所予定施設には、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マット、非常用電源、衛

星携帯電話等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した避難の実施に必要な設備を整備するよう努めること。また、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図ること

- (サ) 避難所予定施設は、停電・断水・ガスの供給停止・電話の不通等の事態を想定し、これに備えた設備を整備するよう努めること
- (シ) 避難所予定施設において、あらかじめ、必要な機能を整理し、備蓄場所の確保、通信設備の整備等を進めるよう努めるものとする。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努める。
- (ス) 飼い主による愛玩動物との同行避難や避難所での飼養に配慮すること。
- (セ) 学校を避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配慮すること。また、避難所としての機能は応急的なものであることを認識の上、避難所となる施設の使用方法について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図ること。

ウ 即応体制の整備

- (ア) 夜間・休日でも直ちに施設を解錠できるよう、できるだけ近隣住民に鍵の管理を委託する。
- (イ) 避難所管理に当たる職員を、施設近傍居住職員の中から事前に指定しておく。
- (ウ) 避難所開設の初動対応を予めマニュアル化しておくよう努める。
- (エ) 避難施設には、市民が避難直後に必要とする物資や最低限の非常食等を事前に配置するよう努める。
- (オ) 避難所の開設・運営について、自主防災組織等、地域の住民組織と事前に協議しておくよう努める
- (カ) 避難所の開設状況について、住民に速やかに伝達する。
- (キ) 市は、指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。
- (ク) 新型コロナウイルス感染症等の自宅療養者等の避難について、平時から県と必要な情報共有及び災害時の避難対応（避難先の確保、避難方法、避難先での対応等）を調整し、連携して対応するよう努める。

エ 福祉避難所の指定

- (ア) 市長は、障害者等、一般の避難所での共同生活が難しい要配慮者のための「福祉避難所」の予定施設を予め指定する。
- (イ) 福祉避難所予定施設は、バリアフリー化など避難した要配慮者の生活に支障が少ないよう整備された施設とすることが望ましい。
- (ウ) 市は、福祉関係者と協議し、福祉避難所開設時にケアに当たる要員の配置等を事前に定めるよう努める。

オ 緊急地震速報

- (ア) 市は迅速な緊急地震速報の伝達のため、その伝達体制の整備に努める。
- (イ) 緊急地震速報はその特性や限界をよく理解したうえで利用することにより、減災効果を高めるとともに混乱や事故などを防ぐことが期待される。そのため

市は住民が緊急地震速報を受けた時の適切な対応行動を含め緊急地震速報について普及啓発に努める。

(6) 広域避難に係る体制の整備

ア 他市町村への広域避難に備えた体制整備

(ア) 市は、避難の際に必要なとなる住民への情報伝達を迅速に行えるよう、体制整備に努める。

(イ) 市は、国・県及び他市町村と連携し、避難住民を迅速に把握し、避難者が避難先で必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできる体制の整備に努める。

イ 広域避難の受入に備えた体制整備

(ア) 市は、避難所等を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難住民を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

(イ) 市は、避難住民への情報伝達や支援・サービスを行うため、自主防災組織、防災関係機関などの協力を得るとともに、必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に行うことのできる体制の整備に努める。

(7) 住民避難誘導訓練の実施

ア 地区別にあらかじめ定めた避難誘導体制に従い、避難指示が発出された際、住民が集団で避難できるよう、訓練を実施する。

イ 地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、ボランティア団体、学校等と協力し、要配慮者の参加を重点に置いた訓練を実施する。

ウ 浸水、地盤の液状化、土砂災害警戒区域等や避難所等を記した防災マップを作成し、住民等に配布して周知を図るとともに、避難所やマップを活用した訓練を行う。

4 関係機関の役割

(1) 新潟県

ア 市が避難情報の客観基準を設定するに当たり必要な情報を提供し、助言及び技術的支援を行う。

イ 過去の地震災害の記録等を公表し、市民に対して地震災害の危険に関する注意を喚起する。

ウ 土砂災害警戒情報等を、インターネットを通じて県民に提供する。

(2) 新潟地方气象台

報道機関やインターネットを通じて、地震に関する基本的な知識や、市民が地震から身を守るために必要な情報を随時提供する。

(3) 福祉関係者

民生委員、介護事業者等は、市の避難支援計画の定めるところにより、避難行動要支援者の居住実態の把握、緊急時の連絡方法、消防機関との協力、避難の支援者と避難先等について市と協議し、対応できる体制を定めておくものとする。

(空白)

第23節 要配慮者の安全確保計画

【関係部署】総務部、福祉保健部、消防本部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時に必要な情報の把握が困難であったり、自らの行動等に制約のある要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行いながら、避難からその後の生活までの各段階において、ニーズに応じたきめ細やかな支援策を講ずることができるよう、市、県等の行政と日頃、要配慮者の身近にいる町内会、自主防災組織、関係団体、並びに社会福祉施設、医療施設等(以下「社会福祉施設等という。」)とが協力しながら、それぞれの役割を適切に行うことができるよう※防災ファミリーサポート制度などの体制を確立する。

※ 以下「避難所」には福祉避難所を含む。

〔要配慮者の安全確保計画の体系〕

大項目	中項目	小項目
情報の把握、啓発、訓練等		・避難行動要支援者の把握 ・避難行動要支援者情報の共有 ・要配慮者への広報・啓発 ・要配慮者向け備品等確保 ・要配慮者対象の防災訓練
避難誘導、避難所管理等	避難誘導等	・避難勧告等の情報提供 ・避難誘導 ・移送
	避難所の設置・運営	・避難行動要支援者の安否確認 ・避難所の管理・運営 ・要配慮者の緊急入所・入院
生活の場の確保対策		・公的宿泊施設の確保 ・応急仮設住宅での配慮 ・公営住宅等の確保
保健・福祉対策	保健対策	・巡回相談・栄養指導等 ・こころのケア ・訪問看護等
保健・福祉対策	福祉対策	・要配慮者のニーズ把握等 ・福祉サービスの提供 ・情報提供 ・生活資金等貸与(特別)
	社会福祉施設等の支援	・入所者等の安全確保 ・要配慮者の受け入れ

	保健・福祉対策の実施体制の確保	・市の実施体制 ・県等の支援体制
外国人支援対策		・外国人への防災教育の実施 ・外国語による災害情報等の提供方法や相談体制の整備

ア 県

県は、市、防災関係機関、要配慮者関係団体、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等と協働して、要配慮者の安全確保を図るこれらの機関の体制づくりを支援する。

特に、市に対しては、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にした避難行動要支援者の情報の収集・防災関係機関への提供及び避難行動要支援者一人ひとりの避難計画である避難支援プラン作成のための体制づくりの支援を行う。

イ 市

市は、避難情報に関するガイドラインに基づき、避難支援計画等を策定するとともに、実際に避難訓練等を行うなど、県、防災関係機関、介護保険事業者、社会福祉施設等及び地域住民等の協力を得ながら地域社会全体で要配慮者の安全確保を図る体制づくりを行う。また、*防災ファミリーサポート制度における名簿の作成や地域、団体及び組織への協力依頼に努める。

職員、市民等の災害への意識醸成や、要配慮者への注意喚起等を実施する。

ウ 介護保険事業者及び社会福祉施設等

介護保険事業者及び社会福祉施設等の管理者は、施設内の避難行動要支援者の安全確保を図る。市、県から要請を受けた避難行動要支援者を受け入れる体制づくりに努める。

エ 外国人雇用企業、留学生が所属する学校、及び国際交流関係団体など外国人と交流のある団体等(以下「外国人関係団体」という。)

外国人関係団体は、外国人が災害発生時に言語、生活習慣、防災意識の違い等から生じる孤立等を防止するために、市や県の協力を得ながら外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発、災害予防対策等を行う。

オ 町内会、自主防災組織等

町内会、自主防災組織等は、市、防災関係機関、介護保健事業者、社会福祉施設等の協力を得て地域社会全体で避難行動要支援者の安全確保を図るため、*防災ファミリーサポート制度による体制づくりに努める。

カ 避難行動要支援者及び保護責任者

避難行動要支援者及び保護責任者は、自らできることについては事前に準備し、災害時の対応に備える。なお、地域住民から援助が必要なことがあれば、市、地域住民等に対して情報発信に努める。

キ 避難行動要支援者名簿

市は※防災ファミリーサポート制度における避難行動要支援者名簿を整備するとともに、避難行動要支援者マップの整備にも努める。名簿及びマップについて変更があった場合は適宜更新を図る。

(2) 積雪期の対応

必要により避難行動要支援者宅の雪下ろし、除雪等必要な措置を講じる。

また、避難行動要支援者が入所している施設管理者は、市、県と協力して、指定緊急避難場所、指定避難所、避難経路の確保のため適時除雪等を実施す

※防災ファミリーサポート制度
災害発生時に自分の身を守ることが困難な方々（要配慮者）を地域の方々等が事前に把握し、迅速・的確な
助け合いができるような仕組み 資料編参照

2 市民・企業等の役割

(1) 市民、地域の役割

在宅の要配慮者への情報伝達、避難誘導等は、地域住民が果たす役割が重要であることから、日ごろから地域全体で取り組む意識を持つことにより、市、県、民生委員、町内会、自主防災組織等と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(2) 民生委員、介護保険事業者、福祉関係者等の役割

民生委員、福祉関係者等は、要配慮者の状況把握や地域全体で取り組む意識の醸成を図ることにより、市、県、防災関係者と協力して、特に、避難行動要支援者への支援を図る。

(3) 介護保険事業者及び社会福祉施設等の役割

介護保険事業者及び社会福祉施設等は、施設内の要配慮者の安全確保を図るとともに、市、福祉関係者、防災関係者と協働して、在宅の要配慮者の中で治療、看護、介護等が必要な者の受け入れ体制の整備を図る。

なお、社会福祉施設等の内、特殊教育諸学校及び幼稚園における安全確保対策は、本節の記述に配慮するほか、第2章第25節「学校の地震防災対策」及び各学校の学校防災計画の定めるところによる。

(4) 外国人関係団体の役割

外国人関係団体は、所属する外国人に対し、研修や教育等を通じて防災知識の普及・啓発を行うとともに、関係団体と協働して災害時における効果的な外国人支援に努める。

(5) 企業等の役割

障害者を雇用している企業及び特殊教育諸学校等は、障害者の安全を最優先した防災対策を図るとともに、関係機関の協力を得ながら避難所まで円滑に避難できるように努める。

3 市の役割

(1) 避難行動要支援者の把握、啓発、訓練等

市は、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を参考にして、避難行動要支援者情報の収集・共有、避難支援者の選定などを定めた避難支援計画、避難指示等の判断・伝達などを定めたマニュアル等を作成するとともに、避難行動要支援者の個別計画の策定に努める。さらに、指定避難所の設置、施設等のバリアフリー化、要配慮者向けの備品等の確保を図る。収集した避難行動要支援者情報は、個人情報の保護に関する法令に配慮して、名簿情報の漏えい防止等必要な措置を講じる。また、県や防災関係機関との情報の共有を図るとともに、避難行動要支援者対象の防災訓練の実施や、避難支援者に対する説明会の実施などの体制整備に努める。

要配慮者関連施設に対しては、防災関連情報の伝達体制を定めるとともに施設管理者が警戒避難体制を確立することに対して支援する。

(2) 避難誘導・避難所の管理等

ア 避難誘導対策

市は、情報の伝わりにくい要配慮者への避難指示等の伝達に特に配慮する体制整備を図る。また、市は、避難・誘導に際し、警察署、消防署、消防団、町内会、自主防災組織等、防災関係機関の協力を得た上、避難行動要支援者を優先して避難誘導する体制整備を図る。

なお、避難行動要支援者の中で自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合は、車両等による移送に配慮する体制整備を図る。

イ 避難所の設置・運営

市は、指定避難所の設置・運営に当たり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮した対応を行う体制整備を図る。

(ア) 避難所の管理責任者は、避難者名簿の作成に当たり、負傷者や衰弱した要配慮者の把握に努めるとともに、安否確認を行う体制整備を図る。

(イ) 避難所において、要配慮者に対して必要なスペースの確保、障害者用仮設トイレ設置など、良好な生活環境の確保に十分に配慮するとともに、視覚・聴覚障害者に対して的確に情報が伝わるよう、様々な障害特性に配慮した伝達手段を確保する体制整備を図る。

(ウ) 避難所において、車椅子や粉ミルク等の要配慮者の特性に応じた生活必需品の確保を行うとともに、ボランティア等の協力を得ながら要配慮者に配慮した食事の提供や介助者の確保等の支援を行う体制整備を図る。

(エ) 避難所での生活が困難な要配慮者については、社会福祉施設等、公的住宅等への収容、移送など必要な配慮を行う体制整備を図る。

(3) 生活の場の確保対策

応急仮設住宅の建設に当たっては、要配慮者向けの仕様や入居者選考にも配慮する。また、要配慮者で健康面に不安のある者のために、公営住宅等の確保に努める。

(4) 保健・福祉対策

ア 保健・福祉対策の実施体制の確保

市は、災害の規模等に応じた実施体制を確保し、各段階におけるニーズに対応した保健・福祉サービス提供を行えるように体制整備を図る。また、県や他の市

町村等応援の受け入れ、ボランティア等との協力体制を整備する。

イ 保健対策

要配慮者に限らず、被災者の心身の健康確保が特に重要なため、保健師は避難所、応急仮設住宅、自宅等で次のような健康相談等を行う体制整備を図る。特に、要配慮者に対しては十分に配慮する。

(ア) 巡回相談・栄養指導

(イ) こころのケア

(ウ) 訪問指導、訪問看護等の保健サービス

ウ 福祉対策

(ア) 要配慮者の把握等

発災直後に、避難支援計画等に基づき福祉関係職員、防災関係職員、社会福祉協議会、民生委員、介護保健事業者、福祉関係者、自治会等の協力を得て、要配慮者の実態把握、ニーズ把握、情報提供、生活相談等を行う体制整備を図る。

(イ) 福祉サービスの提供

介護の必要な要配慮者の社会福祉施設等への緊急一時入所、又は避難所、応急仮設住宅、自宅等での福祉サービスの提供体制を整備する。

(ウ) 情報提供

避難行動要支援者への情報提供にあたり、民生委員など福祉関係者や自主防災組織等を通じて、避難支援者を含めて確実に伝達されるよう体制の整備を図る。

災害に関する情報、医療・福祉・生活情報等が要配慮者に的確に提供されるように、掲示板、ファクシミリ、情報端末等の活用、報道機関との協力による新聞、ラジオ、データ放送、字幕放送、手話付きテレビ放送等の利用等を行う体制整備を図る。情報入手に困難を伴う視覚障害者に対しては、点字、大活字又は音声により、聴覚障害者に対しては、文字又は手話等により、知的・発達障害者に対しては、平易でわかりやすい言葉や、絵、写真などにより情報提供が行われるよう支援する体制整備を図る。

(5) 介護保険事業者及び社会福祉施設等への支援

社会福祉施設等への要配慮者の緊急受け入れに対して生活必需品、マンパワー等の支援を行う体制整備を図る。

(6) 外国人支援対策

ア ニーズ把握、普及啓発等

市は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。

また、地域に住む外国人に配慮した災害時マニュアル・防災マップ等の作成・配布のほか、ホームページ等あらゆる広報媒体等や外国人登録窓口を活用して、日頃からの外国人への防災知識の普及啓発、避難場所や避難経路の周知徹底を行う。

イ 多言語化表示の推進

指定緊急避難場所、指定避難所、避難標識等の災害に関する表示板等の多言語

化を行う。

ウ 防災体制の整備

市が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めるとともに、外国人雇用企業や留学生が所属する学校等に対し、防災教育等の実施を働きかける等、民間や学校と協力して防災体制の整備を行う。

また、日頃から県、外国人関係団体、外国語ボランティア等と協働して災害時の情報提供、相談窓口等、外国人支援の体制づくりを行う。

(7) 市の地域防災計画で定める事項

- ・避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲
- ・名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ・名簿の更新に関する事項
- ・避難支援等関係者となる者
- ・名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために市が求める措置及び市が講ずる措置
- ・避難支援等関係者の安全確保
- ・要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うことができるための通知又は警告の配慮（避難のための情報伝達）
- ・要配慮者に配慮した避難所の設置・運営体制
- ・要配慮者への福祉・保健サービスの提供体制
- ・訪日外国人旅行者等への情報伝達体制
- ・災害時の多言語支援体制

第24節 食料・生活必需品等の確保計画

【関係部署】総務部、民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 地震発生から、交通状況を含む流通機構の回復が見込まれる3日程度の間に必要な飲料水、食料、生活必需品（以下、「物資等」という）は、市民（家庭、企業・事業所、学校等）が自らの備蓄で賄うことを原則とする。
- イ 市は、住家や施設の被災により備蓄した物資等が取り出せない市民や一時的滞在者に対し物資等を供給するとともに物資等を緊急調達する。
- ウ 県は、物資等の供給又は緊急調達が困難な市からの要請に基づき、物資等の提供又は調達の代行を行う。
- エ 県及び市は、上記の責務を果たすため、別途協議の上、物資等の備蓄目標とお互いの分担割合を定めると共に、達成についての年次計画を策定し、早期の達成を目指す。

(2) 要配慮者に対する配慮策

- ア 市は、食料の供給に当たって、年齢、アレルギー等による摂食上の障害、宗教等食習慣の違いに配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。
- イ 市は、年齢、性差、障害等により必要となる物資の供給に配慮できる体制を整備し、県は、市の体制整備を支援する。

(3) 積雪期の対応

- ア 市は、輸送の困難を想定し、備蓄物資等を可能な限り各地区の避難所予定施設に事前配備する。
- イ 市は、避難所予定施設等における採暖用及び調理用の熱源器具と燃料を事前配備する。
- ウ 市は、避難所予定施設において停電時でも災害状況の把握ができるよう、携帯ラジオ等を事前配備する。

2 市民・企業等の役割

(1) 市民の役割

- ア 各家庭において、家族の3日分、出来れば1週間分程度の物資等の備蓄に努める。
- イ 食物アレルギー等、食事に特別な配慮の必要な者は、平時から少なくとも2週間の分量を自ら確保するよう努める。
- ウ カセットコンロ等調理用熱源及び燃料を確保するよう努める。
- エ 石油ストーブ等停電時でも使用可能な暖房器具及び燃料を確保するよう努める。
- オ 車両の燃料をこまめに満タンとしておくよう心がけるなど、日頃から車両の燃料を確保するよう努める。
- カ その他災害時に必要な物資（携帯ラジオなど）を事前に用意するよう努める。

(2) 企業・事業所、学校等の役割

- ア 長距離通勤・通学者で災害時に帰宅が困難になる者が1～3日間程度泊まり込む場合に必要となる量の物資等の備蓄に努める。
- イ 企業・事業所は、災害時でも必要となる業務の継続に必要な人員について、上記と同様の備蓄に努める。
- ウ 福祉施設・病院等は、入居者、入院患者及び職員等が必要とする3日分（推奨1週間分）程度の食料、物資等並びに非常用電源等に必要な燃料の備蓄に努める。また、平時からの代替調達先の整備に努める。

3 市の役割

(1) 物資等の備蓄

- ア 市・県の備蓄分担割合に基づき物資等を備蓄する。
- イ 発電機等災害時の必需品であるが、市民が日常生活では通常使用しないため備蓄しにくい品目は、市での公的備蓄に努める。
- ウ 備蓄物資は、極力避難所予定施設等に予め配備し、災害時に避難者が直ちに取
り出して使用・配付できるようにする。

(2) 物資拠点の選定

県及び関係機関から物資を受け入れ、集積・配送等を行う施設（地域内輸送拠点）を選定する。

(3) 物資等の緊急供給体制の整備

- ア 企業・事業者団体等との協定による緊急調達体制を整備する。
- イ 輸送事業者等との協定による緊急輸送・配付体制を整備する。
- ウ 地域の住民組織、災害ボランティアセンターとの協力体制を整備する。

(4) 災害備蓄に関する住民への普及啓発

- ア 家庭、企業・事業所等における災害備蓄の重要性及び、災害時の食料・物資の供給計画について、普及啓発する。
- イ 防災訓練に際して、地域住民と共に避難所の備蓄物資の確認及び使用配付の訓練を行う。
- ウ 小口・混載の支援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になることなど、被災地支援に関する知識の普及に努める。

4 防災関係機関の役割

(1) 日本赤十字社新潟県支部

- ア 非常用食料や毛布及び緊急セット等の物資の備蓄及び緊急配送体制を整備し、
発災直後の市・県からの要請又は独自の判断に基づく避難所等への配送に備える。
- イ 緊急時の連絡窓口、連絡方法等について、市・県と情報交換し、連絡を密にする。

(2) （公社）新潟県トラック協会

- ア 県からの輸送依頼に備え、夜間・休日等の対応窓口を指定するなど必要な体制を整備する。
- イ 会員企業への緊急連絡体制を整備する。

第25節 学校の地震防災対策

【関係部署】教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 各学校は、地域防災計画や文部科学省が示す手引き等を参考に、学校の危険等発生時対処要領（以下「危機管理マニュアル」）を作成するとともに、児童、生徒、園児等（以下「生徒等」という。）及び教職員に対し、防災教育、防災訓練を実施する。
- イ 学校設置者（市、県、学校法人等）は、学校の施設について、十分な耐震強度を確保するとともに、地震に伴うライフラインの途絶等の事態に際しても最低限の機能を維持できるよう配慮する。
- ウ 市は、学校設置者としての役割のほか、見附市地域防災計画に沿って各学校及び学校設置者の取組を支援するとともに、災害発生に備えて連絡網を整備する。
- エ 県は、学校設置者として、危機管理マニュアルの作成や施設の整備等について指導・助言を行う。また、県教育委員会は、各学校が作成すべき危機管理マニュアルのモデル等を示すなど、各学校及び学校設置者の取組を支援する。

(2) 要配慮者に対する配慮

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や地震に備えた施設・設備の整備に当たっては、本章第22節「要配慮者の安全確保対策」の記述を参考に、特別な支援を要する生徒等の安全にも十分配慮するものとする。

(3) 積雪期の対応

各学校や学校設置者は、危機管理マニュアルの作成や防災訓練の実施及び施設・設備の整備等に当たっては、通常の避難方法によることが困難な積雪期にも十分配慮するものとする。

2 学校の役割

(1) 学校の危機管理マニュアルの作成

学校は、学校敷地内や通学路等の危険箇所を調査するとともに、文部科学省が示す手引きを参考に、下記の予防対策及び応急対策を盛り込んだ学校の危機管理マニュアルを作成する。

- ア 予防対策 ①学校防災組織の編成 ②施設・設備等の点検・整備
 ③防災用具等の整備 ④防災教育の実施
 ⑤教職員の緊急出動体制の整備 ⑥家庭との連絡体制の整備など
- イ 応急対策 ①地震発生直後の生徒等の安全確保 ②避難誘導
 ③生徒等の安否確認 ④被災状況の把握と報告
 ⑤避難所開設・運営協力 ⑥下校措置又は保護継続
 ⑦教育活動の再開 ⑧生徒等の心のケア など

(2) 防災委員会の設置及び学校防災組織の編成

学校は、学校の危機管理マニュアルの作成や見直しについて検討し、又は、マニユ

アルに定められた事項等についての教職員の共通理解と周知徹底を図るため、防災委員会を設置する。

また、地震発生時に対応する教職員の役割分担及び担当教職員が不在の場合の代行措置を明確に定めておく。

(3) 施設・設備等の点検・整備

学校の施設・設備等は、定期的に専門家による安全点検を行い、危険箇所、破損箇所等の補強・補修を実施する。特に、生徒等の避難時の危険防止のため、内壁・外壁の落下防止、窓ガラスの飛散防止、ロッカー・戸棚・塀の倒壊防止等、必要な措置を行うとともに、非常用電源の確保に努めるものとする。防火扉、スプリンクラー等の設備の機能点検も日頃から定期的に行っておく。

また、冬期には雪囲い用の資材が倒れることのないようにしておくとともに、積雪時は除雪を行い、避難路の確保に万全を期す。なお、廊下や階段等が使用不要になることも想定し、避難路は複数考えておく。

(4) 防災用具、非常持ち出し物等の点検・整備

医薬品、携帯ラジオ、ロープ、メガホン、懐中電灯等、必要な物品は、一定の場所に整備し、教職員に周知しておく。

生徒等・教職員の名簿、部活動名簿、保護者との緊急連絡カード等を整備し、常に迅速な人員把握等ができるようにしておく。

(5) 教職員の緊急出動体制

校長（幼稚園の園長を含む。以下同じ。）は、夜間・休日等の勤務時間外に地震が発生した場合に備え、事前に出勤体制を定め、教職員に周知しておく。

(6) 家庭との連絡体制

あらかじめ、保護者と相談のうえ、緊急時の連絡先等を定めた「緊急連絡カード」を作成し、教員、保護者双方が常備しておくとともに、家庭訪問、保護者会等で地震発生時の連絡先、生徒等の引き渡し方法について保護者と確認し、徹底しておく。

また、携帯電話のメール機能を活用した連絡体制を整備するよう努めるとともに、各学校のホームページによる情報提供が速やかに行える準備を整えておく。

なお、個人情報漏洩しないよう、緊急連絡カード等の管理には万全を期す。

(7) 防災教育の実施

ア 教職員に対する防災教育

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、教職員各人の任務、定期点検事項、応急処置、生徒等に対する防災教育等に関する校内研修を行う。

イ 生徒等に対する防災教育

校長は、次の事項について、各教科、道徳、特別活動（避難訓練を含む。）、総合的な学習の時間など学校の教育活動全体を通じて、各学校の立地条件等の実情を踏まえ、年間を通じて計画的・継続的に防災教育を実施する。

(ア) 事件・事故・災害等の実態、原因及び防止法等について理解させ、現在及び将来に直面する安全確保のための課題に対して、適切な意思決定や行動選択ができるようにすること。

(イ) 様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自

ら危険な環境を改善することができるようにすること。

- (ウ) 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し貢献できるようにすること。

なお、防災教育の実施に当たっては、生徒等の発達段階に沿って、副読本、映像、地域で発生した災害に関する諸資料等を活用する。

また、自然生活体験学習、福祉体験学習、ボランティア体験学習等の実施により、「命の大切さ」「家族の絆」「生きるたくましさ、勇気」等について指導する。

(8) 防災訓練の実施

校長は、学校の危機管理マニュアル等に基づき、地震発生時に安全・迅速に避難できるように、次の事項に留意して防災訓練を実施する。

ア 形式的な指導に終わることなく、地震発生時に沈着・冷静かつ的確な行動がとれるよう、事前予告なしに行う回を設けるなど実践的に実施する。

イ 登下校中、授業中、校外学習活動中など様々な場面を想定して計画的に実施する。

なお、学校の立地条件を考慮して事前に災害に応じた避難場所を定め、生徒等に周知しておく。

ウ 地域社会の一員として、生徒、学生を地域の防災訓練に積極的に参加させる（なお、小学生以下については年齢に配慮し、学校単位の避難訓練を主とする。）。

3 学校設置者の役割

(1) 施設の耐震性の強化

学校設置者は、建築基準法の現行耐震設計基準（昭和56年6月施行）前の基準により建築された校舎、体育館等について、必要に応じて耐震診断又は耐力度調査を行い、施設の状況に応じた補修・改築等に努める。

(2) 災害時の機能確保に備えた施設・設備等の整備

学校設置者は、地震に伴う停電、断水、ガスの供給停止、通信回線の途絶等の事態に際しても、最低限の機能を確保できるよう配慮する。

(3) 地域防災機能の強化に対応した施設整備

見附市域防災計画に定めるところに従い、地域の防災機能強化のために必要な次に掲げる施設・設備の整備等に努める。なお、防災施設等の整備に当たっては、その施設本来の設置目的に支障のないよう十分配慮するとともに、関係機関と事前に協議を行い、当該防災施設等について適切な管理体制を整える。

ア 施設整備

(ア) 備蓄倉庫の整備

(イ) 避難場所の確保

和室、シャワー施設、冷暖房設備を備えた部屋等の整備

(ウ) 飲料水、生活用水等の確保

a 飲料水兼用耐震性貯水槽等の整備

b 生活雑用水確保のための井戸等の整備

イ 設備整備

(ア) 断水時にも使用可能なトイレの整備

- (イ) 救護所設置を念頭に置いた学校保健室等の充実
- ウ 情報連絡体制
 - (ア) 携帯電話を利用した連絡網、防災無線等の導入
 - (イ) インターネット等を利用した情報伝達体制の整備
 - (ウ) 情報収集のためのテレビ・ラジオの整備

4 市の役割

- (1) 市立学校の設置者としての役割 … 前項記載のとおり
- (2) 学校に対する支援、助言
市は、見附市地域防災計画に沿って各学校の取組を支援するとともに、連絡網を整備し、災害時に情報がスムーズに伝達・集約されるよう努める。

5 県の役割

- (1) 県立学校の設置者としての役割（総務部、県教育委員会）
第3項記載のとおり
- (2) 他の学校設置者等に対する助言、指導（総務部、県教育委員会）
県は、県以外の学校設置者に対し、施設の耐震診断、改修等を行うよう助言・指導を行う。
- (3) 学校の危機管理マニュアル等に対する指導・助言（県教育委員会）
県教育委員会は、各学校が危機管理マニュアルを策定し、又は見直す際に参考となる指導・助言を行う。
- (4) 公立学校教職員に対する防災教育（総務部、県教育委員会）
県は、初任者研修、経験者研修、職位研修等で防災対策の基礎知識、気象状況等に応じた避難行動などに関する研修を行う。

第26節 文化財の地震防災対策

【関係部署】 教育部

1 計画の方針

(1) 基本方針

- ア 文化財所有者は、文化財の実態を常に把握し、地震災害から文化財を保護するために、文化財の修理、防災設備の設置及び保存環境の整備等に努める。
- イ 市は適宜文化財調査を行うなど、その実態把握に努め、県の対応を踏まえた地震災害への予防措置を講ずるとともに、文化財所有者に対してもその指導・助言を行う
- ウ 県は、文化財保護指導員の巡視報告や市からの情報提供などを通じて、文化財の保存管理状況の把握に努めるとともに、市並びに文化財所有者に対して、地震災害への予防措置等の指導・助言を行う。

(2) 文化財の種別毎の対策

ア 建造物

文化財所有者は、修理・保存により建造物としての性能を維持するとともに、防災設備の設置や点検整備及び耐震診断等を実施する。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

イ 美術工芸品、有形文化財

文化財所有者は、県及び市の指導・支援を受けながら、収蔵庫等保存施設の修理や設置を行うとともに、保存・展示方法等についても随時検討を加え、被害を最小限度に抑える工夫をしていく。

ウ 史跡

文化財所有者は定期的な巡視によって現状を把握し、地震時の倒壊・崩壊又はそれによる人的災害等が生ずることのないよう、事前の措置を講じておく。県及び市はそれを奨励するとともに、可能な限りの支援を行う。

2 市民・地域等の役割

(1) 市民の役割

文化財の愛護に心がけ、文化財に異変が見られた場合には、所有者又は関係機関等へ速やかに連絡を行う。

(2) 地域の役割

地域全体の共有財産として文化財を愛護・保護するとともに、緊急時における連絡・援助体制を事前に確認し、確立しておく。

(3) 文化財所有者及び管理責任者

文化財の日常管理に心がけるとともに、地震に備えた防災対策を講じ、緊急時における対応体制を確立しておく。

3 市の役割

(1) 指定文化財への対策

ア 県指定等文化財

市に所在する文化財の現状把握を行い、必要に応じて県に報告する。また、その修理・修復に係る役割や災害時の対応等を、関係機関及び所有者・管理者と事前に調整し、確認しておく。

イ 市指定等文化財

文化財の現状把握を行い、修理・修復に係る指導・援助とともに、防災設備設置の推進や支援を行う。

(2) 未指定文化財への対策

文化財の所在情報を得ながら、所有者・管理者に対して、日常の保存・管理方法や災害時の対応についての支援や助言を行う。

第27節 ボランティア受入れ体制の整備

【関係部署】 民生部

1 計画の方針

(1) 基本方針

災害時における被災者の救援活動において大きな役割を果たす災害ボランティアの自主性・自立性を尊重しつつ組織的な活動が円滑に行われるよう、市、県及び関係機関の支援・協力体制について整備する。

(2) 災害救援ボランティア活動推進のための事前体制整備

ア 災害救援ボランティアの育成

市は、県と連携しながら、ボランティアリーダー、コーディネーター養成研修等を計画し、災害救援ボランティアの育成に努めるものとする。

イ 災害救援ボランティアの登録

市は、ボランティアの自主性を阻害しないよう留意しつつ、ボランティアの登録を行うものとする。

ウ ボランティア現地本部

市は、見附市社会福祉協議会、日本赤十字新潟県支部見附市地区等関係機関団体と連携を図りながら、災害救援ボランティア活動がスムーズに行われるよう、ボランティア現地本部が、迅速に組織できる体制について整備するものとする。

(3) 災害発生時のボランティア活動支援体制整備

ア ボランティア活動本部の設置

市、見附市社会福祉協議会及び関係団体は、災害発生時のボランティア活動の円滑な実施を支援するため、見附市ボランティア活動現地本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ア) 現地本部の活動

- a ボランティアの要請、受入れ、登録
- b 被災者のニーズの把握と分析
- c 具体的救援活動の調整、指示
- d 救援活動に要する物資の確保と配付

(イ) 現地本部の体制

現地本部は、市災害対策本部と密接な連携を図りながら、災害救援活動経験者や一般ボランティアの協力によって運営する。

ウ 現地本部は、市外、県外からのボランティアへの対応には、県ボランティア活動救援本部に総合的なボランティアコーディネートを依頼する。

2 市の役割

(1) 災害ボランティアの受け入れ体制の整備

ア 災害ボランティアを受け入れる体育館等の公共施設を事前指定する。

イ ボランティアセンターの体制整備については、見附市社会福祉協議会及び関係団体と協議する。

(2) ボランティアセンターの運営支援

ア ボランティアセンターへ職員を派遣するとともに、運営を支援を行う。

イ ボランティアセンターと市災害対策本部との情報の共有を図る。

(3) 災害ボランティア活動に対する住民への普及啓発

ア 防災訓練時などに、地域住民の避難所の確認と併せ、災害ボランティア活動の重要性や活動内容等の普及啓発を実施する。

3 関係機関の役割

(1) 見附市社会福祉協議会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の社会福祉協議会等との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(2) 日本赤十字社新潟県支部見附市地区、新潟県共同募金会

ア ボランティア本部の設置に伴う職員の派遣及び同本部を支援する体制を整備する。

イ 他の日本赤十字社の支部や他の共同募金会との調整を図り、ボランティアセンターの運営について支援する体制を整備する。

(3) 県内NPO

県ボランティア本部やボランティアセンターの設置に伴う会員等の派遣及び運営について支援する体制を整備する。

第28節 市の業務継続計画

【関係部署】総務部

1 計画の方針

地震発生時における行政機関等の業務継続は、地域の機能が停止することなく、継続可能な社会を構築するために不可欠であることから、行政機関の業務継続計画（BCP）作成を促進するとともに、業務継続マネジメント（BCM）能力の向上を図ることにより、業務継続の確保に努める。

2 業務継続計画の策定等

災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画を策定することなどにより、市の業務継続性の確保を図る。

また、実効性のある業務継続体制を確保するために必要となる資源の確保や教育、訓練を通じた体制の整備に努める。